

# 廃棄物の不法投棄と 廃棄物処理法16条の解釈について

今 井 康 介

- I はじめに
- II 不法投棄を罰する規定の変遷
  - 1 廃棄物処理法前史
    - (1) 汚物掃除法
    - (2) 旧刑法の処罰規定、そして警察犯処罰令から軽犯罪法へ
    - (3) 清掃法
  - 2 廃棄物処理法
    - (1) 1970年制定当初（第一期）
    - (2) 1976年改正（第二期）——条文の複雑化——
    - (3) 1991年以降（第三期）——条文の簡素化、重罰化——
      - i 条文の簡素化
      - ii その後の法改正による重罰化
      - iii 処罰の早期化——未遂罪、予備的行為の処罰へ——
      - iv 両罰規定の重罰化と2010年改正
  - 3 小 括
- III 「何人も」
- IV 「廃棄物」
  - 1 総合判断方法
  - 2 刑法学説による評価
  - 3 廃棄物の判断時期
- V 「みだりに」
  - 1 自己所有地、廃棄物処理場への投棄

2 処分基準と不法投棄

VI 「捨てる」

1 行政解釈の変遷

2 判例理論における「捨てる」の展開

(1) 下級審判例

(2) 最決平成18年2月20日刑集60巻2号182頁(いわゆる「野積み事件」)

3 学説における「捨てる」の解釈

(1) 最終的・自然への還元説

(2) 管理放棄説

(3) 占有放棄説

(4) 検 討

i 最終的・自然への還元説、占有放棄説の問題

ii 管理放棄説と東京高判平成21年4月27日東高時報60巻1=12号44頁

iii 私見の展開

(5) 小 括

VII おわりに

I はじめに

廃棄物処理法16条は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」として、廃棄物の不法投棄を禁止している。例えば、家庭で不要になったパソコンやテレビ等を、勝手に山の中に捨ててきてしまう場合が不法投棄である。このような不法投棄行為に対し、廃棄物処理法は(同法の中で)最も重い刑罰を予定している。<sup>(1)</sup>具体的には、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金であり、場合によってはこれらの併科が定められている(25条1項14号)。さらに、例えば法人の従業員が事業で生じた産業廃棄物を不法に投棄した場合には、両罰規定により、行為者である従業員だけでなく法人に対し

ても、3億円以下の罰金が定められている（32条1項）。本稿は、このように重い法定刑が予定されている不法投棄の禁止規定について、今まで十分になされてこなかった刑法学の立場からの検討を行うものである。

廃棄物の不法投棄行為には、——不法焼却行為と異なり——<sup>(3)</sup>廃棄物処理法が制定された1970年当初から、刑罰が科されてきた。それゆえ廃棄物処理法は制定以来、現在に至るまで一貫して、廃棄物が不法に捨てられることを抑止しようとしている。<sup>(4)</sup>にもかかわらず、実際には廃棄物の不法投棄が多発し、<sup>(5)</sup>廃棄物の不適正な処理による環境侵害が社会問題となってきた。

極めて有名な不法投棄事件として、第一に、香川県豊島の不法投棄事件があげられる。豊島は、小豆島の西方約4キロに位置する小さな島である。1975年12月、豊島総合観光開発（以下「豊島開発」）が、香川県にこの島の産業廃棄物処理業の許可を申請した。住民らは反対したものの、豊島開発は、1977年7月、申請内容を「ミミズの養殖」に変更して、香川県の許可を得た。同年10月、反対の住民らは、豊島開発と和解する。1983年1月に、豊島開発は、シュレッターダスト等を原料として購入し、その中から有価物を回収する名目で、香川県から金属くず商の許可を経た。しかしながら、豊島開発は、（ミミズの養殖を行うのではなく）継続的に産業廃棄物を船で運び込み、野焼きを行い、不法投棄をおこなった。島は野焼きによる煙で覆われ、船の航行に支障をきたした。1990年11月、兵庫県警が廃棄物処理法違反容疑で強制捜査を行い、1991年1月に、豊島開発の実質的な経営者が逮捕され、7月に有罪判決が下された。さらに、この長期にわたる不法投棄の実態を認識しつつも、行政指導だけで許可を更新していた香川県の担当職員も、監督責任が問われて処分されている。その後調査によって、島に約47万立方メートル（汚染土砂をいれると約56万立方メートルであり、その後91万立方メートルに訂正された）もの有害廃棄物が投棄されたことが判明し、高濃度ダイオキシン、鉛、クロム、ニッケルなどの重金属が検出された。これらの有害物質は、島から雨水等により海に流れ出し、さらに被害範囲が拡大しつ

つあったことも判明している。<sup>(6)</sup>

第二に、豊島事件に匹敵する大量の廃棄物が投棄されたことで有名な、青森・岩手県境産廃不法投棄事件がある。不法投棄が発覚したのは、青森県田子町と岩手県二戸市の県境の標高4000メートルの原野である。この事件では、青森県の三栄化学工業株式会社（以下「三栄化学」）と埼玉県の懸南衛生株式会社（以下「懸南衛生」）の2社が、不法投棄を行った。三栄化学は、1980年5月に、一般廃棄物最終処分場設置届けを青森県に提出し受理され、1981年7月に産廃の収集・運搬及び採取処分の処理業を許可されて、管理型最終処分場設置届出を受理され、同年8月には、岩手県からも、産廃収集・運搬業の許可を得た。三栄化学は、1991年3月に産廃中間処理業を追加した変更申請を行い許可された。三栄化学は、この中間処理業の許可取得のために形式だけの管理型処分場を作ったが、この処分場を使用せず、周辺原野に不法投棄していた。これに対し、懸南衛生は1976年に埼玉県から産廃収集運搬業、1988年に酸敗中間処理業の許可を取得し、1997年にごみ固形燃料の製造を開始したが、ダイオキシン類の規制強化を契機に経営が悪化し、不法投棄を行った。1995年頃から、周辺住民により青森県に苦情が寄せられた。青森県は、立ち入り調査や指導を継続し、不法投棄を確認すると1996年11月に、岩手県と共に行政処分を行った。1999年11月、青森・岩手両県警は、廃棄物処理法違反容疑で強制捜査を行い、2000年5月、関係者を逮捕した。不法投棄された量は、青森県側に約67万立方メートル、岩手県側に約20万立方メートルにも及び、周辺からは揮発性有機化合物や重金属、ダイオキシンによる汚染が確認された。<sup>(7)</sup>

この2つの事件が、廃棄物処理の社会問題となったことなどをきっかけにして、廃棄物処理法の規制が強化される改正がなされ、さらに自動車リサイクル法なども制定された。また、廃棄物処理法においても、廃棄物の定義や廃棄物法制の改正が議論されている。しかしながら、これらの試みにもかかわらず、現在に至るまで数多くの不当投棄事件が発覚している。例えば、か

つて豊島事件とあわせて「日本三大不法投棄事件」といわれた「福島県いわき市廃油不法投棄事件」及び「佐賀県唐津市廃油等不法投棄事件」<sup>(8)</sup>、さらには「福井県敦賀市櫛曲事件」<sup>(9)</sup>、「滋賀県栗東市 RD 事件」<sup>(10)</sup>、「岐阜県岐阜市椿洞事件」<sup>(11)</sup>、「三重県四日市市大矢地・平津事件」<sup>(12)</sup>、愛知・三重・岐阜の三県にまたがる「石原産業フェロシルト投棄事件」<sup>(13)</sup>、「北海道函館市三和不法投棄事件」<sup>(14)</sup>、「静岡県沼津市愛鷹山産廃不法投棄事件」<sup>(15)</sup>などが有名である。<sup>(16)</sup>

このように繰り返される不法投棄の原因は何なのであろうか。そしてそれを止めさせる法的な手段はないのであろうか。<sup>(17)</sup>

不法投棄の原因については、比較的、単純であるといわれている<sup>(19)</sup>。排出企業が自ら不法投棄するのは、処理費用の負担を免れるためであり、排出企業から委託を受けた処理業者が不法投棄をするのは、適正処理するだけの費用を受け取っていない事が多いからであるといわれている。<sup>(20)</sup>

それでは行政は、なぜ不法投棄により環境侵害が悪化する前に、廃棄物の撤去などを命じないのであろうか。これについては、極めて多くの複合的な背景が指摘されている。例えば役所の担当者の姿勢<sup>(21)</sup>、取締りを強化しすぎると行き場のない廃棄物が生じてしまうという問題<sup>(22)</sup>、さらに不法投棄された廃棄物を発見しても、投棄実行者を探す必要があり、仮に苦勞して投棄実行者を見つけ出して原状回復命令（廃棄物処理法19条の5）を出したとしても、回復には莫大な費用を要するから、即座には回復されないという問題がある<sup>(23)</sup>。さらに、行政が自ら廃棄物を除去することが出来るが（廃棄物処理法19条の8）、費用を取りはぐれるリスクが高く、代執行には踏み切りがたいとの実状がある<sup>(24)</sup>。それゆえに、行政としての対処には、現時において、限界がある<sup>(25)</sup>のである。

そこで残る手段は、刑事制裁によって不法投棄を止めさせることである。上で述べたように、行政による不法投棄防止には限界があり、また不法投棄罪は直罰規定であるため、警察・検察による介入が可能だからである。しかしながら、こちらについても、現在のところ問題があるようである。<sup>(26)</sup>

かつて環境行政と警察・検察について検討を加えた北村喜宣によれば、刑事罰は、それが実際に使用しやすいかどうかを考えて立法されているわけではなく、また警察側も増加する刑事罰への対応に四苦八苦しているという現状があるという。そして、警察だけでなく検察にも問題があり、例えば（廃棄物の不法投棄が行われることの多い）地方では、検事の数が多いという問題や、行政法規は複雑で新たに勉強しなければならないという問題、さらにその結果として、人員の面で制約のある検察は、判例等が不十分であり起訴しても有罪になるか不確実な行政犯より、有罪になることが極めて多い一般刑法犯を好んでしまいがちであるという<sup>(27)</sup>。すなわち、廃棄物の不法投棄をやめさせるためには、刑事罰が重要な役割を果たすべきであるにもかかわらず、刑事罰およびそれを運用する側の問題により、刑事罰の有効な活用が行われなくなってしまうというのである。

刑事罰が立法されたにもかかわらず、先例や判例がないために起訴がなされず、当該（犯罪）行為を行った者を野放しにするのでは、再び大規模な不法投棄事件を招きかねない。それだけではなく、起訴がなされなければ、その後、判決が判例となることも考えられない。これでは悪循環である。この悪循環を断ち切るには、学説により刑事罰の構成要件を明確化し、刑事罰を使いやすいものにしていく努力が不可欠である。

そこで、本稿では不法投棄罪の全貌を明らかにするべく、まず、不法投棄罪の条文構造がいかなる変遷をたどってきたかを明らかにし、現在の条文となった背景を明らかにする。それを踏まえた上で、現在の不法投棄罪の各構成要件要素の解釈について、判例・学説による議論等を参照しつつ検討することにする。

## II 不法投棄を罰する規定の変遷

廃棄物処理法は、1970年のいわゆる「公害国会」（昭和45年第64回臨時国

会）において、他の公害に関する法律、すなわち①公害対策基本法の一部を改正する法律、②公害防止事業費事業者負担法、③人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、④大気汚染防止法の一部を改正する法律、⑤騒音規制法の一部を改正する法律、⑥道路交通法の一部を改正する法律、⑦水質汚濁防止法、⑧海洋汚染防止法、⑨下水道法の一部を改正する法律、⑩農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、⑪農薬取締法の一部を改正する法律、⑫自然公園法の一部を改正する法律、⑬毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律とともに成立した。<sup>(28)</sup>

1970年以前、廃棄物の処理については、清掃法（昭和29年法律第72号）に規定が存在し、市街地区域を中心とする区域内の「汚物」の処理が実施されてきた。しかし、経済社会活動の拡大に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになり、廃棄物が環境の汚染をもたらすようになってきた。この現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る必要があった。そのため「清掃法」を全面的に改正して、廃棄物処理法が制定されたのである。<sup>(29)</sup>

後述するように現在に至るまで、廃棄物処理法は極めて頻繁に法改正が行われてきた。それゆえ、廃棄物処理法以前の刑事規制はいかなるものであったのかという点、および廃棄物処理法の制定以降、不法投棄の刑事罰がどのように変遷をたどってきたかという点が問題となる。以下、順に検討していこう。

## 1 廃棄物処理法前史

### (1) 汚物掃除法

日本における廃棄物処理法制は、1900年に制定された汚物掃除法（明治33年法律第31号）に始まる。<sup>(30)</sup> 汚物掃除法が制定された当時、汚物の非衛生的な処理による伝染病の流行が問題となっていた。そのため汚物掃除法は、市に汚物の処分義務を課し、土地の所有者等に清潔保持義務を課すことによ

て、衛生環境の向上を目指したのである。<sup>(31)</sup>

この汚物掃除法は、廃棄物処理法と大きく異なる点がある。それは、罰則の有無である。汚物掃除法は、市内の土地所有者及び市に対して、汚物を清掃し、清潔を保持する義務を課していた。しかしながら、これに違反した者がいた場合の罰則を規定していなかった。<sup>(32)</sup> それでは、なぜ刑事罰が存在しなかったのであろうか。その原因の一つとして考えられるのは、当時の(旧)刑法典に罰則規定が存在したことである。

## (2) 旧刑法の処罰規定、そして警察犯処罰令から軽犯罪法へ

当時、ゴミや汚物などを投棄して清潔を保持しない行為については、旧刑法427条7号が刑事罰を予定していた。<sup>(33)</sup> そこでは、「汚穢物」を道路、家屋等に投棄する行為が禁止され、違反した者は、1日以上3日以下の拘留、または20銭以上1円25銭以下の科料に処された。「汚穢物」は、糞尿や腐敗物などが想定されていた。<sup>(34)</sup> この旧刑法は、その後1908年10月1日、現行刑法(明治40年法律第45号)により廃止された。現行刑法においては、旧刑法427条7号の規定が削除されている。<sup>(35)</sup> 旧刑法において違警罪の編に規定されていた刑事罰は、警察犯処罰令(明治41年9月29日内務省令第16号)に受け継がれることになったからである。<sup>(37)</sup>

警察犯処罰令3条10号では、みだりに禽獣の死屍、又は汚穢物を棄擲し、又はこれを取り除く義務を怠った者に、20円未満の科料が予定された。<sup>(38)</sup> 旧刑法の規定と比較すると、投棄される物の種類が「汚穢物」だけでなく「禽獣の死屍」も含まれることになり、投棄場所も「道路」「家屋」「園圃」という制限がなくなっている。また、捨てることを意味する「投擲」という表現が、「棄擲」という表現に改められ、法定刑も重くされた。<sup>(39)</sup>

警察犯処罰令の処罰規定は、その後、軽犯罪法(昭和23年5月1日法律第39号)に引き継がれた。<sup>(40)</sup> 現在、軽犯罪法1条27号(汚廃物放棄の罪)は、公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

を、拘留又は科料に処している。<sup>(41)</sup>

### （3）清掃法

以上のように汚物掃除法は罰則規定を持たず、不法投棄行為の処罰は旧刑法や警察犯処罰令に委ねられていた。汚物掃除法は、廃止までの約50年間にわたって、ほぼ同様の汚物処理体系を維持していたが、汚物掃除法は、都市の発展等にかんがみ全面的に改正され、1954年に、清掃法として生まれ変わることになった。<sup>(42)</sup>

清掃法は、「汚物」を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律であり、11条において「汚物」の投棄が禁止された。<sup>(43)</sup> また、同条に違反して「汚物」を投棄した者に対する罰則（24条）が定められた。<sup>(44)</sup>

この罰則が設けられた点が、本稿の主眼である不法投棄の刑事罰という観点から見た場合、極めて重要である。清掃法は、刑事制裁以外の点に関しても、汚物の不法投棄及び汚物取扱業に関する規制を設け、現在の廃棄物処理法の体系に近づくことになる。もっとも、違反した場合の刑事罰は（現在のそれと比較すると）軽いものであった。<sup>(45)</sup>

ところで、清掃法が制定された1954年当初、日本の一人あたりの国民所得がようやく戦前の水準に戻ったにすぎなかった。<sup>(46)</sup> 周知のように、その後の日本経済は急激に発展し、廃棄物の質量両面における変化をもたらし、事業活動による廃棄物が環境汚染を生じさせることになる。このような事態に、清掃法による処理体系は対処しきれず、新たな処理体系が強く必要となる。このような背景から、1970年に、廃棄物の処理体系を強化することによって誕生したのが廃棄物処理法であった。<sup>(47)</sup>

## 2 廃棄物処理法

廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすること

により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律である(第1条)。すわなち、この法律は「生活環境の保全」及び「公衆衛生の向上」という2つの目的を中核としている。後者の「公衆衛生の向上」という目的は、清掃法に由来するものであり、清掃法の趣旨を受け継ぐものである。これに対し、前者の「生活環境の保全」という目的は、公害諸法に共通な理念を取り入れ、廃棄物の処理をより広い視野からとらえようとするものである。この2つの目的を達成するため、廃棄物処理法は、清掃法が対象としていた「汚物」だけでなく、「不要物」をも加えた「廃棄物」を対象とした法制となっている<sup>(48)</sup>。

それでは、本稿のテーマである不法投棄罪はどのように制定され、改正が加えられてきたのであろうか。以下で見ていくように、廃棄物の種類やそれに対応する法定刑については、重罰化の流れが見て取れるが、「何人も」「みだりに」および「捨てる」という構成要件要素は、廃棄物処理法の制定当初から、一貫して用い続けられていることが判明する(各構成要件要素の内容については後で検討を加える)。なお、不法投棄禁止の規定方法の違いに着目すると、三期に分けることが可能であるので、以下で順に見ていこう。

		条文の構造	罰則
第一期	1970年 (制定)	第16条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一 第6条第1項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。 二 第6条第1項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。 三 第6条第1項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物を捨てること。	5万円以下の罰金 (27条)。
	1976年 (改正)	第16条 何人も、みだりに廃油、第12条第5項第1号に規定する産業廃棄物その他の政令	有害な産業廃棄物：6月以下の懲役又は30万円以

第二期	<p>で定める産業廃棄物を捨ててはならない。</p> <p>2 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 第6条第1項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物（前項に規定する産業廃棄物を除く。）を捨てること。</p> <p>二 第6条第1項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。</p> <p>三 第6条第1項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物（前項に規定する産業廃棄物を除く。）を捨てること。</p>	<p>下の罰金（26条2号）。 それ以外：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金（27条）。</p>
第三期	<p>1991年（改正） 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。</p> <p>1997年（改正）</p> <p>2000年（改正）</p> <p>2003年（改正） 未遂犯処罰規定の創設 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者 2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。</p> <p>2004年（改正） 予備的行為の処罰規定の創設 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 六 前条第1項第14号又は第15号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者</p>	<p>6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。</p> <p>産業廃棄物：3年以下の懲役若しくは1000万円（法人1億円）以下の罰金又は併科。一般廃棄物：1年以下の懲役又は300万円以下の罰金。</p> <p>5年以下の懲役若しくは1000万円（産廃の法人1億円）以下の罰金又は併科。</p> <p>5年以下の懲役若しくは1000万円（法人1億円）以下の罰金又は併科。 未遂罪の罰則も同様。</p> <p>5年以下の懲役若しくは1000万円（法人1億円）以下の罰金又は併科。 予備的行為：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科。</p>

2010年 (改正)	<p>両罰規定の罰則強化</p> <p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 3億円以下の罰金刑</p> <p>二 第25条第1項（前号の場合を除く。）、第26条、第27条、第28条第2号、第29条又は第30条 各本条の罰金刑</p> <p>2 前項の規定により第25条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。</p>	5年以下の懲役若しくは1000万円（法人3億円）以下の罰金又は併科。
---------------	--	------------------------------------

### (1) 1970年制定当初（第一期）

1970年、廃棄物処理法が制定され、同法により廃棄物の投棄は禁止され<sup>(49)</sup>た。当時は、現在と異なり廃棄物の種類ごとに禁止投棄場所が別々に規定されていた。まず16条1号において、すべての種類の廃棄物が、市町村が一般廃棄物の処理事業を行う区域とその地先海面（海岸から3海里の領海内を指す）への投棄が禁じられた。この区域以外への投棄は、「産業」廃棄物の場合であれば一律に禁止（3号）、「一般」廃棄物の場合であれば、下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域への投棄が禁止された（2号）。そして、このような不法投棄の禁止に違反した者には、27条により5万円以下の罰金<sup>(50)</sup>が科されていた。これが、第一期の不法投棄罪である。

### (2) 1976年改正（第二期）——条文の複雑化——

1976年、不法投棄罪には改正により大きな変化が加えられた<sup>(51)</sup>。すなわち、第一期の不法投棄罪は、一般廃棄物と産業廃棄物によって（投棄）区域に差

をもうけた上で、ともに5万円以下の罰金を科していたが、第二期の不法投棄罪は、場合によっては懲役刑を科すことが出来るよう、罰則の上限を引き上げた（3月以下の懲役又は20万円以下の罰金）。

さらに産業廃棄物の中でもとりわけ「有害物質を含む産業廃棄物等環境保全上重大な影響を及ぼす特定の」産業廃棄物の不法投棄に対して、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金という、特に厳しい罰則が設けられた。改正の背景としては、廃棄物処理法が施行されたにもかかわらず、不法投棄の事案が後を絶たず、さらには増加する傾向にあり、不法投棄事犯の発生の未然防止に不十分な規定を改正する必要がある点<sup>(52)</sup>が挙げられる。

### （3）1991年以降（第三期）——条文の簡素化、重罰化——

#### i 条文の簡素化

その後不法投棄罪は、1991年の改正において、簡素化されること<sup>(53)</sup>になる。上で述べたように、第二期まで、不法投棄が禁止される区域は限定されていた。この限定を撤廃し、一律に禁止とすることで規制の強化を達成しようとしたのが、1991年の改正<sup>(54)</sup>である。その結果として、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」という極めて簡素な条文となっている（そして2014年現在も、1991年当時の規定がそのまま使用されている）。

なお罰則に関しては、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物、その他政令で定める産業廃棄物を捨てた者には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（第26条）、それ以外の廃棄物投棄については6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第27条）が規定された。

#### ii その後の法改正による重罰化

1991年改正以後、不法投棄罪の構成要件に変化はなく、幾度か法改正により重罰化が行われている点が重要である。

まず1997年改正は、「産業」廃棄物投棄の場合には、3年以下の懲役又は

1000万円以下の罰金と重罰化された。<sup>(55)</sup> 両罰規定も罰則が強化され、法人の代表者、法人又は人の代理人、法人又は人の使用人その他の従業員であって、当該法人又は人の業務に関して投棄を行った場合には、当該法人に対して1億円以下の罰金、又は当該人に対して1000万円以下の罰金が科せられることになった。これに対し、「一般」廃棄物投棄の場合、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（さらに両罰規定により法人に対しては300万円以下の罰金）が科せられる。

次に2000年改正においても罰則が大幅に強化された。<sup>(56)</sup> すなわち従来、「産業」廃棄物と「一般」廃棄物で法定刑が異なっていたが、この改正では区別を廃止し、両者ともに刑の上限が5年以下の懲役に引き上げられた（さらに新たに組織犯罪処罰法の対象犯罪として追加されている）。<sup>(57)</sup> その理由は、従来、産業廃棄物が排出者責任に基づき処理されるべきものであるのに対し、一般廃棄物は市町村に処理責任があり罰則が異なっていたが、悪質な（事業系）一般廃棄物の不法投棄が増加したこと、投棄された廃棄物がいずれの廃棄物かにより罰則が異なるが、どちらか判別し得ない場合に捜査当局が立件をためらい、それを奇貨とした混合廃棄物の投棄が多発し、刑事政策上、看過し得ない事態が生じていたからである。<sup>(58)</sup>

以上の改正により、不法投棄者に対する罰則が強化された。<sup>(59)</sup> しかし、それでもなお不法投棄を十分に取り締まることはできなかった。それゆえに、廃棄物処理法は2つの面で対策を行う。第一の対策は、処罰時期を早期化すること不法投棄を抑止することであり、第二の対策は両罰規定を強化することにより、投棄者の背後にある法人に対する抑止の強化である。

### iii 処罰の早期化——未遂罪、予備的行為の処罰へ——

処罰の早期化は、2003年改正及び2004年改正で行われた。その背景となったのは、実務的な処罰規定の必要性である。

まず2003年改正において、未遂犯処罰規定（25条2項）が創設された。<sup>(60)</sup> 従

来、不法投棄罪は、廃棄物をみだりに捨てた場合に成立する「既遂」しか処罰されていなかったが、この法改正により、既遂の前段階にあたる「未遂」段階で、取り締まることも可能となった。実務上、廃棄物を投棄する直前に、警察等の監視に気づいて投棄しなかった場合、他の場所で投棄される蓋然性が高いのにもかかわらず行為者を取り締まることができないという問題があり、不法投棄再発防止の観点から未遂犯処罰規定が新設されたのである。

次に2004年改正においては、未遂の前段階で行われる予備的行為も処罰される（26条7号）ことになった<sup>(61)</sup>。2003年改正により、未遂犯処罰規定が創設されたが、未遂と既遂は、時間的に見ると接着しており、取締り現場において有効な罰則ではなかったからである。例えば、廃棄物を満載したトラックが、不法投棄現場にて投棄の順番待ちをしている場合、これを不法投棄未遂とすることは出来ない。しかし、かかる行為を警察官が取り締まることができないのは、いかにも不合理である。それゆえ、この問題を立法的に解決したのが、2004年改正である。すなわち、26条7項において、不法投棄目的で、廃棄物を「収集」又は「運搬」をした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされたのである。<sup>(62)</sup>

#### iv 両罰規定の重罰化と2010年改正

2003年改正において、未遂罪の創設に加えて、すでに法人の「一般」廃棄物の不法投棄に対する罰則が、1億円に引き上げられていたが、その後も2010年改正によってさらに両罰規定の罰則が強化された。<sup>(63)</sup>

2010年改正においては、法人による反復継続的な不法投棄事案が存在することを踏まえ、また不正競争防止法等の例にならって、法人に3億円の罰金を加重することが出来るようになった。<sup>(64)</sup>

また2010年改正は、法人処罰の公訴時効の延長をはかっている。刑事訴訟法250条によれば、公訴時効は、長期10年未満の懲役又は禁固に当たる罪に

ついでに5年、長期5年未満の懲役若しくは禁固又は罰金に当たる罪については3年とされている。不法投棄罪の両罰規定は、(2010年改正前まで1億円の)罰金であるから、法人に対しては公訴時効が3年であった。それに対し不法投棄を自然人が行った場合には、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金であるから、公訴時効が5年であった。それゆえ3年を経過したために、不法投棄を行った「法人」に対する責任追及が不可能となることがあった。2010年改正は、廃棄物処理法32条2項を新設することによって、公訴時効の期間を5年とし、この事態の解決を図ったものである。<sup>(65)</sup>

### 3 小 括

廃棄物の不法投棄は、その前身である清掃法において、処罰規定が初めて設けられた。清掃法以前の汚物掃除法は、不法投棄事犯についての処罰規定を有しておらず、その代わりに、旧刑法や警察犯処罰令等に処罰規定が設けられていた。廃棄物処理法においては、2度の大きな変更を経て、現在の条文「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」となった。もっとも、「何人も」「みだりに」「廃棄物」「捨てる」という文言それ自体は、制定当初から一貫して変更がない。近時の法改正では、処罰の早期化が図られ、さらに両罰規定による処罰が著しく強化されている。それでは、具体的に不法投棄罪の構成要件要素はどのように解釈されるべきなのであろうか。順に検討していこう。

## Ⅲ 「何人も」

16条の頭にくるのは、「何人も」という文言である。この文言は、清潔の保持義務について定めた5条4項からも見て取れるように、適用される主体を限定しない趣旨であると解される。<sup>(66)</sup> また、事業者や収集運搬業者又は処分業者が反復継続して投棄する場合だけでなく、一回限りの投棄の場合でも適

用されることになる。<sup>(67)</sup>

16条だけでなく、不法投棄罪の後に制定されたため枝条文の形となっている16条の2（不法焼却罪）、16条の3（指定有害廃棄物処理の禁止）においても「何人も」という文言が、条文の頭にきているが、こちらも同様に、主体を限定しない趣旨と解されなければならないだろう。

#### IV 「廃棄物」

「何人も」という文言の解釈をめぐる問題が少ないのとは対照的に、「廃棄物」の解釈については（特に行政法領域に）問題が多い。本稿は、不法投棄罪を検討するものであるから、不法投棄罪の検討に際して必要な限度で廃棄物の定義について検討することにする。<sup>(68)</sup>

##### 1 総合判断方法

不法投棄罪の客体である「廃棄物」は、2条に定義規定が置かれている。すなわち、ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）である。もっとも、「汚物又は不要物」以前の列挙は、例示列挙であるから、問題となるのは汚物又は不要物とは何を指すのか、その判断方法である。理論的には大きく分けて3つの判断方法が考えられる。第一は物の占有者の意思に着目して主観的に判断する方法、第二は主観面を排し、物の性質や外観等から客観的に判断する方法、第三は客観面と主観面の両方を考慮する（総合判断）方法である。

現在の支配的見解および判例は、第三の総合判断説をとる。<sup>(69)</sup>なぜなら、第一の方法では、（不法投棄者が不法投棄を再利用であると強弁する）リサイクル偽装が生じてしまうとの問題がある。<sup>(70)</sup>これとは逆に第二の方法を徹底す

るのでは、当該物の価値を決めるのが物の「所持者」ではなく「法」になってしまい(廃棄物処理法は生活環境保全と公衆衛生の向上のための法である)、また時代の変化や場所の差異等によっても廃棄物の範囲は異なってくる<sup>(71)</sup>ことが考えられるため、客観面と主観面の両方を考慮する必要があるからである。

行政解釈は、かつては第二の立場であったが、第三の総合判断説へと変遷を遂げた<sup>(72)</sup>と評価されている。また、最高裁もこのような通達の立場に沿って、いわゆる「おから決定」(最決平成11年3月10日刑集53巻3号339頁)において、総合判断方法による不要物性の判断枠組みを承認した<sup>(73)</sup>。

この事件は、被告人が製造業者の依頼を受けておからを収集運搬、処理していたところ、廃棄物収集運搬に関する許可を受けていなかったために起訴されたものである。最高裁は、不要物とは「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することが出来ないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である」とし、不要物の判断基準を示した。その上で「おからは、豆腐業者等によって大量に排出されているが、非常に腐敗しやすく、本件当時、食用などとして有償で取引されて利用されるわずかな量を除き、大部分は、無償で牧畜業者等に引き渡され、あるいは、有料で廃棄物処理業者にその処理を委託されており、被告人は、豆腐製造業者からの収集、運搬して処分していた本件おからについて処理料金を徴していたというのである」として、おからを不要物であると認めた。

この「おから決定」は、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無及び⑤事業者の意思等に着眼して廃棄物性を判断することを明示しており、不法投棄罪の客体が、廃棄物か否かを検討する際にも、これらの要素に着眼して検討されるべきことになる。つまり①～④の客観的な要素と、⑤の主観的な要素である。それでは、刑法学説は総合判断説

をどのように受け取ったのであろうか。結論から述べれば、実務家には総合判断方法に好意的な論者が多い一方で、<sup>(74)</sup>刑法学説には、廃棄物か否かは客観的に決定するべきとの意見が存在した。

## 2 刑法学説による評価

例えば辰井聡子は、おから決定の評釈において、廃棄物か否かは一律に、一義的に決定されるのではなく、個別具体的に検討されるべきであるが、それと事業者の意思を考慮しなければならないかは別問題であるとし、行為者の主観によって廃棄物性が左右されることに反対する。<sup>(75)</sup>

しかし、不法投棄罪を含め廃棄物処理法の罰則において廃棄物概念を客観化すべきではない。たしかに廃棄物の定義は、客観的に決定される方が明確であることは否定出来ない。もっとも、ぼろぼろの古着で、他人からすれば決して利用しようとは思えず捨ててしまうような物であっても、それを着ている本人からすればファッションとしてきている場合であれば不要物といえないし、逆に新品のワイシャツでも、デザインが時代遅れになり売れなくなったことを理由として廃棄されることもある。すなわち、占有者にとっては利用価値が乏しく廃棄すべき物が、他者には利用価値があると認められることもあり、そこには（上の例でいえば古着を着る者の、<sup>(76)</sup>シャツを捨てる者の）主観面の考慮が不可欠である。

また神山敏雄は、廃棄物は法令の枠組みの中で、客観的・外部的事情により決定されるべき性質のものであり、主観を入れて決定されるべき性質のものではないとし、占有者の意思は不法投棄や無許可処分行為等においては、<sup>(77)</sup>廃棄物の故意の有無として問題となる余地があるに過ぎないとする。さらに大山弘も廃棄物の判断は客観説によるべきであり、排出者や占有者の意思は<sup>(78)</sup>不法投棄行為時における故意の有無・内容に関わるものであるとする。

たしかに主観面を考慮して廃棄物か否かを決すると、故意の認定と重なる部分が多くなり、思考経済上、廃棄物概念を客観化することが合理的かもし

れない。しかし、不法投棄罪の客体である「廃棄物」は、規範的構成要件要素であり、故意の内容としては、対象物がその置かれた客観的また社会的状況に鑑みると適切な法所定のいずれかの処理をすべき属性を有することの認識が必要である。これに対し、総合判断方法で考慮される「廃棄物」の主観面とは、自己利用や有償譲渡可能性、有価性に関わる意思であるから、両者が完全に一致するわけではない。<sup>(79)</sup>それゆえこれらの見解のように、廃棄物の判断で考慮されるべき占有者の意思を、不法投棄罪の故意の問題であると割り切ることとは出来ないのである。

以上の論者とは異なり、不法投棄罪の「廃棄物」以外の構成要件要素との関係から、廃棄物を客観化すべきと主張するのは川口浩一である。川口は、「みだりに」「捨てる」という解釈には問題があり、また廃棄物概念が軽犯罪法の汚廃物放棄罪と十分に棲み分けられていない現状からすると、適切な処罰範囲を画するためにはドイツ刑法326条のように、廃棄物の危険性あるいは環境負荷性を客観的な属性として類型化し立法するべきであると<sup>(80)</sup>する。<sup>(81)</sup>

しかし、日本の刑事立法が積極的であると評価できないことからすると、第一次的な問題の解決は、条文解釈によらざるを得ないし、(後述するように)それで足りるのであろう。また、廃棄物処理法の罰則が、改正により処罰早期化だけでなく重罰化もされていることからわかるように、廃棄物実務において重要なのは、廃棄物事犯の処罰範囲の限定ではなく、処罰範囲の拡張による不法投棄の抑止である。そうだとすると、廃棄物概念を(客観的に)限定することによる処罰範囲の限定は、解釈としても現時点で必要性があるとは思われないし、立法による限定の必要性に至っては、なおさらないと考えるべきである。

以上で見てきたように、刑法学説の中には廃棄物概念を客観化する見解が見られたが、十分な理由があるとは評価し難い。廃棄物の判断方法としての総合判断方法は、不法投棄罪を検討するに際しても前提とされなければならないだろう。

### 3 廃棄物の判断時期

廃棄物を総合判断方法により決定するにしても、廃棄物と判断されるべき時点が問題となる。廃棄物を再生させれば、廃棄物処理法の規制を逃れることになり、その結果、投棄したとしても不法投棄罪が成立しなくなるからである（特に近時、廃棄物の再生利用が進んでおり、再生利用の場合との関連でいかに考えるかが重要な問題となる<sup>(82)</sup>）。

裁判例において不法投棄の時点がはじめて問題とされたのは大阪高判平成15年12月22日判タ1160号94頁である。本件は、中間処理業の許可を得て、産業廃棄物である汚泥を固化して埋戻材として再生利用することを目的とする事業を行っていた被告人が、受け入れた汚泥に若干の固化剤を投入しただけで、到底埋戻材としては利用できない状態のまま山林に投棄した事案である。大阪高判は、おから決定の基準を前提とした上で、廃棄物に必要な操作を加えて一定の客観的価値が生じた場合には、これを再生利用の意思を持って占有する限り、必ずしも有償譲渡が可能なほどの価値が生じていなくとも廃棄物とはいえないとした上で、本件では廃棄物性を認定した。その上で、廃棄物が再生されれば廃棄物処理法の適用がないことからして、廃棄物判断の基準時は投棄時であると解した。

その後最決平成18年2月28日刑集60巻2号269頁（いわゆる「中間処理場搬入事件」）は、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物を、一般廃棄物の収集運搬の許可を得た業者が、市の屎尿処理施設の受入口から投入する行為に、不法投棄罪の成立を認めた。そこでは、投棄目的で収集を開始した時点<sup>(83)</sup>を基準とするのではなく、投棄時を基準として廃棄物性を問題とした。

たしかに不法投棄罪が、無許可営業罪のように、収集から投棄までの一連の活動を罰する犯罪であるとするならば、投棄より前の時点での廃棄物性をも問題とすることが可能である。しかし、不法投棄罪は営業犯と解されるべきでないし、構成要件が「捨てる」である以上、捨てる時点での（廃棄）物

の性状を問題とすべきであろう。<sup>(84)</sup>

これに対し、近時裁判例の中には、廃棄物性を（投棄のような）一時点でとらえていないものがある。そこでは、廃棄物の定義の要素として「有償性」が問題となり、有償か否かを（廃棄物性を）一連のスパンでとらえて判断がなされている。例えば水戸地判平成16年1月26日公刊物未掲載や、東京高判平成20年4月24日判タ1294号307頁、東京高判平成20年5月19日判タ1294号312頁<sup>(85)</sup>がそうである。これらの判決で問題となっている廃棄物性は、無許可で廃棄物処理を営む罪の場合の廃棄物性であり、不法投棄罪の場合の廃棄物性ではないことに注意が必要である。すなわち無許可処理業は一連の廃棄物の加工（再生）行為を問題とする営業犯であり、廃棄物性の判断も受取時に限定されるわけではない。これに対し、不法投棄罪は営業犯ではないのであるから、不法投棄罪においては投棄時において廃棄物性が判断されるべきである。

## V 「みだりに」

以上述べたように、不法投棄罪の客体は、投棄時において「廃棄物」な物である。不法投棄罪が成立するためにはこの廃棄物を「みだりに」捨てなければならない。そして、「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指すとされている。それゆえ、みだりに捨てる行為か否かは、当該行為が社会通念上許容されるか否かを個別具体的に検討して判断していくほかない。かつて「みだりに」という文言の関係で問題となったのは、次の2つの問題である。<sup>(88)</sup>

### 1 自己所有地、廃棄物処理場への投棄

自ら所有する土地であれば、原則としてどのように土地を使用するかは自

由である。それゆえ、自己所有地に廃棄物を投棄した場合であっても、なお「みだりに」と評価することが出来るか問題となる。また、これとは反対に例えば埋め立て処分を行っている廃棄物処理場に、夜間にこっそりと、埋め立てられている廃棄物と同種の廃棄物を投棄する場合、廃棄物処理場という性格から廃棄物を捨てても差し支えないようにも思われるため問題となる。

前者については、廃棄物処理法は公衆衛生や生活環境の保全を目的とするため、自己所有地への投棄であってもこの目的に反するのであれば、「みだりに」を肯定すべきである。後者については、廃棄物処理場は、廃棄物の性質や量に応じて、廃棄物処理法の目的の観点から、周辺環境へ影響に配慮しつつ管理し処分されているのであるから、勝手に投棄が行われた場合には、適正管理や処分が行われず、問題が生じる。それゆえに、この場合にも「みだりに」が肯定されるべきである。

裁判例においては、広島高判平成元年7月11日高刑速平成元年231頁が自己の所有地であっても不法投棄罪が成立すると解し、さらに仙台高判平成17年3月1日高刑速平成17年337頁が、所有者の同意を得ていた場合であっても不法投棄罪が成立すると解している。最高裁も、後述するいわゆる「野積み事件」（最決平成18年2月20日刑集60巻2号182頁）において、被告人の管理する土地内であっても「みだりに」が肯定でき、不法投棄罪が成立すると解している。

## 2 処分基準と不法投棄

廃棄物処理法は、廃棄物の処分につき、各種基準を定めているが、これと「みだりに」さらには「捨てる」の関係をいかに解すべきであるかが問題となる。かつて行政解釈は、(後述のように)不法投棄罪の「捨てる」の意義を占有者の手から放して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨と解していた。そのため、処分基準が課せられている業者が処分基準に違反して処分すれば、常に不法投棄罪が成立すると理解することも可能

であった。

しかし「捨てる」は、後述するように最終的な自然への還元と解されるべきでない。仮にこの点を置くとしても、「処分」が「捨てる」形態で行われることが多いからといって、不適正「処分」＝不法投棄と解することは出来ない。「処分」は「捨てる」ことを含んだ概念であるが、同じ概念ではないのである。

おそらく「捨てる」を「処分」と同視しようとする理解は、廃棄物の処理基準違反自体については直罰規定を設けていなかった廃棄物処理法の運用において、処分に関しては、基準違反の処分＝不法投棄と構成することで、行政措置を経由することなく処罰可能とすることを企図したものであった。<sup>(90)</sup> もっとも、現在では廃棄物処理法に直罰の規定が増えており、このような理解をとる必要はないというべきであろう。それゆえ、処分基準違反は直ちに不法投棄罪を構成すると解することは出来ないというべきである。

## VI 「捨てる」

不法投棄罪の条文の最後に来るのは、「捨てる」という構成要件要素である。「捨てる」という不法投棄罪の中核的な構成要件要素は、近時、廃棄物処理法学説において比較的盛んに議論されている。まずは、「捨てる」の意義に関する行政解釈を参照しよう。

### 1 行政解釈の変遷

行政解釈を示す役割を担った『廃棄物処理法の解説』は、以下の表のように説明を変化させている。

編者『書籍名』(出版社、版、発行年月日) 頁	「捨てる」の意義
瀬田公和＝江利川毅『逐条解説 廃棄物処理法』(帝国地方行政学会、1971年2月25日) 113頁以下	なし

厚生省環境衛生局監修『清掃法全面改正 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解説』（環境衛生問題研究会、1971年3月1日）68頁以下	なし
瀬田公和＝江利川毅『逐条解説 廃棄物処理法』（帝国地方行政学会、再販、1972年4月25日）113頁以下	なし
瀬田公和＝江利川毅『逐条解説 廃棄物処理法』（帝国地方行政学会、第1次改訂版、1972年12月20日）113頁以下	なし
瀬田公和＝江利川毅『逐条解説 廃棄物処理法』（帝国地方行政学会、第2次改訂版、1973年11月30日）116頁以下	なし
厚生省環境整備課編『改訂版 廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、再販、1976年3月20日）248頁以下	なし
瀬田公和＝江利川毅『逐条解説 廃棄物処理法〈新版〉』（ぎょうせい、1976年8月20日）162頁（※ただし今後の改正の解説部）	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省環境衛生局水道環境部計画課編著『逐条解説 廃棄物処理法〈改訂新版〉』（ぎょうせい、1978年6月30日）209頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省環境整備課編『改訂新版 廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第3版（3刷）、1980年9月16日）311頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第4版、1981年12月20日）308頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省環境衛生局水道環境部計画課編著『逐条解説 廃棄物処理法』（ぎょうせい、1982年3月10日）215頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第5版、1984年6月1日）309頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第6版、1986年10月1日）300頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第7版、1988年11月1日）300頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省生活衛生局水道環境部計画課編著『逐条解説 廃棄物処理法〈新版〉』（ぎょうせい、1988年11月30日）206頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨

厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』 (日本環境衛生センター、第7版増補版、1990年12月20日) 300頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部『新 廃棄物処理法の解説』 (日本環境衛生センター、1993年3月22日) 321頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
厚生省水道環境部編『廃棄物処理法の解説』 (日本環境衛生センター、第2版、1996年1月26日) 378頁	廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、「処分する」ということと同旨
廃棄物法制研究会編著『廃棄物処理法の解説』 (日本環境衛生センター、1999年3月31日) 603頁	処分基準違反の程度が甚しく、もはや「埋立て」とは言いえないような処分の形態
廃棄物法制研究会編著『廃棄物処理法の解説平成15年増補版』(日本環境衛生センター、2004年1月26日) 625頁以下	なし
廃棄物法制研究会編著『廃棄物処理法の解説平成17年改正法対応版』(日本環境衛生センター、2006年1月16日) 314頁以下	なし
廃棄物処理法編集委員会編著『廃棄物処理法の解説平成21年版』(日本環境衛生センター、第12版、2009年8月7日) 325頁以下	なし
廃棄物処理法編集委員会編著『廃棄物処理法の解説平成24年度版』(日本環境衛生センター、第13版、2012年12月25日) 355頁以下	なし

当初、廃棄物処理法の解説においては、「捨てる」の意義が説明されていなかった。<sup>(91)</sup>1976年になると、つまり不法投棄罪の構成要件が改正で改められた時から、<sup>(92)</sup>「捨てる」の意義が解説されるようになっていく。その後1996年まで、行政解釈は一貫して、廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することをいい、処分するということと同旨と解している。

このような理解に変化が見られたのは、1999年である。この年の解説は、「捨てる」を、処分基準違反の程度が甚しく、もはや「埋立て」とは言いえないような処分の形態と説明している。以前の行政解釈においては、あたかも「捨てる」が「処分」と同じであるかのように解されていたが、「捨てる」は処分の一形態に過ぎないと明示的に示した点が重要である。もっとも、その

後「捨てる」の意義は説明が削除されている。それでは、実務においてはどのように解されているのであろう。

## 2 判例理論における「捨てる」の展開

### (1) 下級審判例

判例理論において、はじめて「捨てる」の意義を判示したのは、福島地判平成16年2月2日判時1860号157頁である<sup>(93)</sup>。本件は、尾瀬沼にて山小屋を営む被告人らが、ガラス片を煉瓦の下に敷き詰め、プレスした空き缶等を地中に埋めた事案である。被告人らは廃棄物であることを認めた上で、みだりに捨てたとはいえないと主張した。福島地判は、「捨てる」とは、廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することというと判示した上で、本件被告人らの行為はみだりに捨てたとは評価できないとした。

この判決では、「捨てる」をかつての行政解釈と同様に理解している点が注目される。しかしその後、行政解釈に言及せずに「捨てる」を判断する判決があらわれた。

仙台高判平成17年3月1日高刑速平成17年337頁は、承諾を得て、父の所有地に解体工事に伴って排出されたコンクリート等を投げ入れた事案である。原審は、不法投棄罪の実行行為は、所有権を放棄することを不可欠の要素として含むと解し、具体的な行為において所有権が放棄されたか否かは、排出者が廃棄物を支配する意思を喪失したかどうかという主観面と、排出者が廃棄物を支配する現実的可能性が消滅したかどうかという客観面を総合的に考慮して判断すべきとし、被告人に不法投棄罪の成立を否定した。これに対し、仙台高判は、不法投棄事案では、所有権放棄をしていることが多いからといって、所有権放棄が確認できる場合に限定されるべきでないとし、被告人の行為は回収、再利用の意思がないことを示しており、最終処分をしたものというべきとして、不法投棄罪の成立を認めた。

このように、下級審レベルにおいては、「捨てる」の意義について、統一

的な理解が存在するわけではなかった。そのような状況の中、最高裁は、野積み事件決定において「捨てる」の意義について職権で判断した。

(2) 最決平成18年2月20日刑集60巻2号182頁(いわゆる「野積み事件」)

本件では、アルミ再生精錬事業の工場長である被告人に、工場から排出された産業廃棄物を、穴に埋めることを前提に、本件穴の脇に野積みする行為について、不法投棄罪が成立するか問題とされた。最高裁は、その態様、期間等に照らしても、仮置きなどとは認められず、不要物としてその管理を放棄したものであるというほかはないから、これを本件穴に投入し最終的には覆土するなどして埋め立てることを予定していたとしても、法16条にいう「<sup>(94)</sup>廃棄物を捨てる」行為にあたりと解した。

廃棄物の野積みが「捨てる」といえるかは、「捨てる」の意義をどのように解するかという問題である。仮に従来の行政解釈のように、最終的・自然への還元と解するのであれば、穴へ投じる作業こそが最終作業・最終行為であるから、本件野積み行為は「捨てる」には該当しないことになる。

この点第一審判決(福島地裁会津若松支部平成15年12月3日<sup>(95)</sup>)は、「捨てる」の意義を「廃棄物を占有者の手から離して自然に還元すること」と説示した。第一審の説示は、従来の行政解釈である最終的・自然への還元を参考にしつつ、最終的という定義を外している点が重要である。これに対し第二審判決(仙台高裁平成16年7月6日<sup>(96)</sup>)は「捨てる」の意義に踏み込むことなく、第一審判決を是認している。本最高裁決定は、従来の行政解釈に言及せず不要物としてその管理を放棄したことをメルクマールにして「捨てる」に該当すると判示した。

それでは、なぜ最高裁は従来の行政解釈(さらには第一審の示した要件)を是認しなかったのであろうか。本決定の調査官解説を記した前田巖によれば、次のような理由が考えられるという。第一に、「最終的に」「自然に還元させる」という要素は、埋立てや海洋投棄といった最終処分と、焼却、中

和、滅菌、再生等の中間処理とを区別するファクターとして意味を持つものであって、必然的に「捨てる」行為を画する要素となるわけではなく、第二に「最終的に」「自然に還元させる」を要求すると、日常的な不法投棄事案で困難を生ずるからであるという。そして、物を手もとから離すという日常的語義を中心にしつつ、その外延を画する指標としては、事実上の管理・支配権を放棄することと解することが相当であるとする。<sup>(97)</sup>

その後、本判決を契機として、学説においては「捨てる」の意義をいかに解し、また「捨てる」の外延をいかに画するか問題となった。

### 3 学説における「捨てる」の解釈

学説においては、ニュアンスの相違はあるものの、「捨てる」の意義に関し3つの立場が存在する。以下で順に検討していこう。

#### （1）最終的・自然への還元説

上で述べたように、かつての行政解釈は最終的・自然への還元させる行為を捨てる行為としてとらえていた。もっともこの行政解釈の理解によれば、例えば家財道具をアーケードのある商店街の歩道上に放置する場合、「自然に還元させる」状態に置いたとはいえ、<sup>(98)</sup> 処罰範囲に問題が生じる。それゆえ多谷千香子は、「捨てる」の意義を原則として最終的・自然への還元と行政解釈と同様に解しつつ、上の商店街に放置する事例のように不作為犯の場合には緩和する余地を認める。<sup>(99)</sup> もっとも、なぜ不作為犯の場合には「捨てる」が作為犯の場合よりも広く認められるのかは明らかでない。そこで以下の見解は、「捨てる」をより緩やかに解する。

#### （2）管理放棄説

野積み事件において、最高裁が管理の放棄に言及したため、支持者を増やしつつあるこの見解は、捨てるという言葉が軽犯罪法1条27号にも規定され

ていることに着目する<sup>(100)</sup>。軽犯罪法においては、管理権の放棄が「棄てる」の内容とされており<sup>(101)</sup>、廃棄物処理法の不法投棄罪が軽犯罪法の特別規定と解される点から、管理放棄説は、不法投棄罪の「捨てる」においても、管理権の放棄を指すと解するのである<sup>(102)</sup>。

### (3) 占有放棄説

近時、不法投棄罪に詳細な検討を加えた阿部鋼によれば、管理放棄説の功績は、「捨てる」概念から「処分する」という概念を切り離れた点にあり、このような理解によって、野積み事件や、中間処理場搬入事件を不法投棄罪として処罰することが可能になったと評価する。しかし、管理の放棄と解されなければならない積極的な理由が指摘されていない以上問題があるとする。そこで、管理放棄説が、管理権の内容としては所有権等の正当な権限に基づくものである必要はなく、事実上のもので足りると解している点からすると、(廃棄物の)占有放棄と理解することが可能であるとする<sup>(103)</sup>。そのうえで、①廃棄物に対する支配という客観的要件(占有の事実)、②支配意思という主観的要件(占有意思)を総合して判断するべきであるとする<sup>(104)</sup>。

### (4) 検討

#### i 最終的・自然への還元説、占有放棄説の問題

以上のような3つの見解を検討しよう。まず、最終的・自然への還元説は、作為犯の場合においても「捨てる」を「処分」と同視しようとする点で問題がある<sup>(105)</sup>。かりに、最終的・自然への還元行為が「捨てる」であると解するなら、廃棄物が自然に還元した時点で、不法投棄の既遂罪が成立し、それ以前は未遂にとどまると解すべきであろう。しかしそれでは既遂時期が遅くなりすぎると思われる<sup>(106)</sup>。

次に、財産犯における占有概念を廃棄物処理法に転用する占有放棄説には疑問がある。財物は、その物から生ずる利用価値が重要であるため、支配領

域内に存在している限り事実上の支配が及ぶと解される。占有は、そのような事実上の支配をあらわすものである。しかし、廃棄物処理法は、生活環境保護・公衆衛生等の観点から、その後の利用が想定されていない物に対し、管理・処分を要求するものである。それゆえ、両者は大きく前提を異にし、占有概念を転用することは出来ないというべきである。また、野積み事件においては、自己の管理地で野積みをしている以上、事実的支配が及んでおり、占有放棄と解したのでは、野積み行為を不法投棄であると解することが出来ないと思われる。<sup>(107)</sup>

ii 管理放棄説と東京高判平成21年4月27日東高時報60巻1＝12号44頁

近時、管理放棄説に問題を提起したのは、東京高判平成21年4月27日東高時報60巻1＝12号44頁である。<sup>(108)</sup> 本件は、共犯者が単独で産業廃棄物を土地に野積みした後、被告人が共犯者と共謀の上、廃棄物に覆土した事案につき、検察官が起訴した覆土行為という後行行為に不法投棄罪が成立するとしたものである。本件事案において「捨てる」を、管理の放棄と解するのであれば、先行行為の野積み行為においてすでに管理を放棄しており、覆土行為については管理の放棄が認められず、不法投棄罪が成立しないようにも思われる。それゆえ、管理の放棄を重視するのであれば、「管理権の内実は何なのか」が問題となるのである。

管理を抽象化して考えるのであれば、野積み行為によって管理は一部放棄されたが、なお管理は残っており、覆土行為によってさらに管理が放棄されたと解することになるだろう。しかし、本件では野積み行為と覆土行為の間に五ヶ月ないし六ヶ月の時間的隔離があり、その間被告人が周辺への影響をコントロールする特段の措置を執っていないのであれば、管理の抽象化は抑制的にすぎる。<sup>(109)</sup>

それに対し、管理を事実的に解するのであれば、野積み行為＝管理の放棄、覆土行為＝管理の再取得＋放棄と解されることになる。もっともこのよ

うに解した場合には、野積みした行為の後に覆土する場合には、覆土行為が常に「管理の再取得+放棄」であるということになる。これはつまるところ、野積みされた廃棄物に触れるあらゆる人間を管理権者であると解することになる。しかし、廃棄物処理法は廃棄物の種類ごとに処理責任者を規定し、責任を定めているのであるから、あらゆる人間を管理権者とするような解釈方法は認められるべきではない。

このようにしてみると、管理を抽象的に考えるにせよ、事実に考えるのであれ、管理放棄説は管理の内容を明らかにしておらず問題があり、妥当と評価することは出来ない。

### iii 私見の展開

そもそも不法投棄罪は、廃棄物を捨てることによって発生する「周辺環境への影響」を理由にして投棄者の処罰を行うものである。にもかかわらず、周辺環境への影響という要素は、現在、不法投棄罪の構成要件のどの要素にも読み込まれていない。「廃棄物」は、その判断の際にその物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無等が考慮されるが、これらはあくまで物に関する属性であって、それによる周辺環境への影響ではない。また、「みだりに」という要素もあるが、これは社会通念上許されるか否かを問題とするものである。それゆえ、周辺環境への影響という点は、「捨てる」という構成要件解釈の中で読み込まれる必要があるのである。<sup>(110)</sup>

このような見地からは、「捨てる」という要素は、管理概念のように人間の側から見るのではなく、(周辺環境に近い)廃棄物の側、廃棄物の状態から捉え直されるべきであろう。具体的に野積みを先行行為とし、その後覆土したという事例を考えてみよう。この場合、先行行為である野積み行為は、廃棄物の管理放棄であるため「捨てる」と評価できるといわれているが、廃棄物の側から考察すれば、廃棄物が「適正に処理されていた状態」が、「適正な処理が期待できない状態」に置かれたことになる。また後行行為である

覆土行為も、覆土によって廃棄物がますます処理しづらい状態となる。

先行する野積み行為と後行する覆土行為の両方を不法投棄罪の構成要件の範疇として捉えるためには、このように廃棄物の状態に着目し、廃棄物処理をより期待できない状態に廃棄物を置くこと＝捨てると捉え直されるべきであらう。<sup>(111)</sup>したがって、捨てるという構成要件要素は、廃棄物処理がより期待できない状況に置かれることによって周辺環境に影響が生ずる事態を指していることになる。<sup>(112)</sup>その結果、従来の管理放棄説よりは、「捨てる」が広く認められることになる。

論者によっては、廃棄物の排出者が、無許可処理業者に廃棄物を委託したところ、その処理業者が廃棄物を不法投棄したという事案において、通常であれば、業者が不法投棄した時点で不法投棄罪が成立すると解されるのに、<sup>(113)</sup>私見によれば無許可処理業者に渡した時点で、もはや廃棄物の適正な処理が期待できないから、不法投棄罪の既遂が認められるように見えるかもしれない。つまり、管理放棄説から見ると、私見は既遂時期大幅に繰り上げる欠点があるように見えるかもしれない。しかし、上述のように、「捨てる」という要素は、周辺環境への影響を読み込むべきであるから、無許可処理業者に渡した後、投棄して初めて周辺環境への影響という点がクリアされ、その時点で初めて不法投棄罪の共犯成立が認められるのである。<sup>(114)</sup>

#### （５）小 括

「捨てる」の意義については、行政解釈に変遷があった上、現在では「捨てる」の意義が説明されておらず、「捨てる」をどのように解すべきか問題となる。最高裁は、野積み事件において「捨てる」のメルクマールとして、管理の放棄をあげていた。これに対し、学説においては、かつての行政解釈と同様、最終的・自然への還元と解する見解、最高裁と同様に管理の放棄と解する見解、占有放棄と解する見解などが主張されている。しかし、いずれの見解も問題がある。判例理論によれば、近時先行行為としての野積み行為

後に後行行為として覆土する場合、両行為について「捨てる」を肯定する余地を認めており、これをいかにして正当化するかが問題である。私見によれば、不法投棄罪の処罰理由となる周辺環境への影響は、「捨てる」という要素の中で考慮されなければならない。そうだとすると、捨てる概念は、主に廃棄物の状態の側から判断され、「廃棄物処理がより期待できない状況に廃棄物を置くことによって周辺環境に影響が生ずること」と理解されるべきである。

## Ⅶ おわりに

本稿は、廃棄物処理法の不法投棄罪の解釈について論ずるものである。かつて我が国では、豊島事件や青森・岩手県境不法投棄事件など、極めて大規模な不法投棄事件が発生した。不法投棄が大規模化した理由は、民事による処理や、不法投棄を防止する行政活動には限界があるからである。それゆえ、警察・検察による介入が重要となる。もっとも、不法投棄罪の各構成要件要素が明らかであるとは言いがたい。我々は、不法投棄罪の構成要件を明確化することで、警察や検察による介入を行之やすくし、不法投棄を食い止める必要がある。その中でも特に問題があるのは「捨てる」という要素である。本稿の立場によれば、「捨てる」は、最終的・自然への還元や管理放棄、占有放棄と解されるべきではなく、廃棄物処理がより期待できない状況に置かれることによって周辺環境に影響が生ずることを指すと解すべきである。本稿が今後、不法投棄罪をめぐる議論に貢献できれば幸いである。

- (1) 本稿では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)を「廃棄物処理法」と呼ぶ。
- (2) 本稿では、16条、25条1項14号違反により成立する罪を「不法投棄罪」と呼ぶ。
- (3) 本稿では、16条の2、25条1項15号違反により成立する罪を「不法焼却罪」と呼ぶ。

- (4) 廃棄物処理法制定以前は、清掃法や軽犯罪法において、汚物等の不法投棄行為は禁止されていた。この点については、木宮高彦『警察官のための刑事特別法』（警察時報社、1964年）434頁以下参照。
- (5) 小柳康彦『廃棄物で日本列島の環境が破壊されている ごみの不法投棄は大変な社会問題である』（心泉社、2000年）参照。
- (6) 鬼塚賢太郎「豊島産廃不法投棄事件」法令ニュース32巻7号（1997年）57頁以下、南博方＝西村淑子「豊島産業廃棄物事件の概要と経過」判例タイムズ961号（1998年）35頁以下、曾根英二『ゴミが降る島 香川・豊島 産廃との「20年戦争」』（日本経済新聞社、1999年）、中坊公平「産業廃棄物の不法投棄・豊島事件」同『中坊公平・私の事件簿』（集英社、2000年）168頁以下、六車明「公害等調整委員会における環境紛争解決手続の特色——豊島事件の調停成立を契機に考える」判例タイムズ1035号（2000年）91頁以下、南博方「豊島産業廃棄物調停の成立と意義」ジュリスト1184号（2000年）64頁以下、中山充「豊島産業廃棄物不法投棄事件における法の役割」香川法学20巻1＝2号（2000年）65頁以下、大川真郎『豊島 産業廃棄物不法投棄事件 巨大な壁に挑んだ25年のたたかい』（日本評論社、2001年）、窪保彦「豊島産廃の処理」生活と環境48巻9号（2003年）19頁以下、小川一茂「大量生産・大量消費社会と豊島事件」畠山武道古稀祝賀『環境保全の法と理論』（北海道大学出版会、2014年）327頁以下参照。
- (7) 津軽石昭彦「岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事件——その概要と今後の展望について——」ちょうせい26号（2001年）2頁以下、高杉晋吾『崩壊する産廃政策 ルポ 青森・岩手産廃不法投棄事件』（日本評論社、2003年）、北村喜宣「対応の教訓と検証の教訓——岩手県『県境産業廃棄物不法投棄事案検証結果報告書』」北村喜宣ほか『産廃法談 法学者のウラ読み廃棄物処理法』（環境新聞社、2004年）60頁以下等参照。
- (8) 畠山武道『考えながら学ぶ環境法』（三省堂、2013年）234頁以下参照。
- (9) 坂巻幸雄＝石川孝織「福井県敦賀市樫曲事件」畑明郎＝杉本裕明編『廃棄物列島・日本 深刻化する廃棄物問題と政策提言』（世界思想社、2009年）23頁以下参照。
- (10) 高谷清「滋賀県東市 RD 事件」畑＝杉本編・前掲注（9）36頁以下参照。
- (11) 杉本裕明「岐阜市椿洞事件」畑＝杉本編・前掲注（9）52頁以下参照。
- (12) 杉本裕明「四日市市大矢地・平津事件」畑＝杉本編・前掲注（9）68頁以下参照。
- (13) 杉本裕明「石原産業のフェルシルト事件」畑＝杉本編・前掲注（9）108頁以下参照。

- (14) 畑明郎「函館市周辺の廃棄物問題」畑=杉本編・前掲注(9)142頁以下参照。
- (15) 畠山・前掲注(8)235頁参照。
- (16) 環境省編『平成25年版 環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書』(日系印刷、2013年)190頁以下が、近時の不法投棄事件に関する統計を示している。同書によれば、(最新のデータである)平成23年度は、192件の不法投棄と5.3万トンの産業不法投棄が集計されている。
- (17) 各方面からの不法投棄をやめさせる提言として、川名英之「不法投棄をさせない方法」いんだすと13巻2号(1998年)26頁以下、蔵本忠雄「環境犯罪・不法投棄、産廃業界からの提案」いんだすと14巻8号(1999年)12頁以下参照、石渡正佳『不法投棄はこうしてなくす 実践対策マニュアル』(岩波書店、2003年)参照。
- (18) 不法投棄の法的責任追及およびその問題については、原島良成「廃棄物処理法(3)——不法投棄の処理」浅野直人=柳憲一郎編『演習ノート 環境法』(法学書院、2010年)128頁以下、北村喜宣「廃棄物処理法制(2)」法学教室381号(2013年)109頁以下、村田正人「廃棄物の不法投棄」吉村良一ほか編『環境法入門——公害から地球環境問題まで』(法律文化社、第4版、2014年)217頁以下参照。
- (19) 不法投棄ビジネスの具体例を紹介したものとして、石渡正佳『産廃コネクション 産廃Gメンが告発! 不法投棄ビジネスの真相』(WAVE出版、2002年)参照。
- (20) 梶山正三『廃棄物紛争の上手な対処法——紛争の原因から解決の指針まで』(民事法研究会、全訂増補版、2004年)17頁。さらに、近時は法改正が盛んである。それゆえ、法改正により処理基準を満たして処理できなくなった業者による処分も、不法投棄が根絶されない原因の一つとなっている可能性がある。なお近時、企業環境法といわれる学問分野から(これについては吉川英一『企業環境法』(上智大学出版、第2版、2005年)参照)、不法投棄を行う主体が株式会社等である場合には、株主代表訴訟(会社法847条)によるコントロールが示唆されている。すなわち、市民は株主になることが可能であるから、株を購入し株主になって、不法投棄を行う会社に法令遵守を迫り、または環境法違反の責任追求を行うことによって、不法投棄等の環境犯罪を抑止しようというものである。本稿で論ずる刑事罰の活用とともに、法的手段の一つとして検討されるべきである。
- (21) 警察官からの見方ではあるが、北村喜宣「ぼやく警察官」北村ほか・前掲注(7)110頁参照。
- (22) 畠山・前掲注(8)235頁参照。
- (23) 畠山・前掲注(8)236頁参照。

- (24) 行政代執行法5条により、代執行費用の支払い命令をすることができる（行政代執行法6条により強制徴収が可能である）。この問題については、福士明「誰の費用で行うの？——不法投棄の後始末」北村ほか・前掲注（7）52頁以下参照。
- (25) さらに廃棄物処理業界には暴力団が多く、（暴力団対処の専門家ではない）行政としての対処に問題があることについては、実際の事件を参考にした、下野新聞「鹿沼事件」取材班『狙われた自治体』（岩波書店、2005年）、柳川喜郎『襲われて産廃の闇、自治の光』（岩波書店、2009年）が詳しい。
- (26) 不法投棄事犯および廃棄物処理法の罰則およびその効果を経済的に分析するものとして、小出秀雄「環境規制の遵守と罰金の基礎理論：廃棄物処理法の場合」久保庭眞彰編『環境経済論の展開2005』（一橋大学研究所、2005年）14頁以下、細江守紀＝福山博文「情報公開と産業廃棄物の経済分析」地域学研究37巻4号（2007年）1011頁以下、渡邊裕之「産業廃棄物不法投棄の『罪と罰』——厳罰化政策に対する経済学的考察——」京都産業大学経済学レビュー1号（2014年）177頁以下参照。
- (27) 北村喜宣「行政刑法調査ノートから」同『環境法雑記帖』（環境新聞社、1999年）88頁以下参照。さらに、北村喜宣「産業廃棄物の不法投棄をめぐる環境行政と環境警察の活動」同『行政執行過程と自治体』（日本評論社、1997年）91頁以下、同「産業廃棄物不法投棄をめぐる執行実態と法政策」同『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規、1998年）55頁以下、同「環境規制執行の実態と執行法政策」淡路剛久＝阿部泰隆選暦記念『環境法学の挑戦』（日本評論社、2002年）170頁以下参照。
- (28) 廃棄物処理法編集委員会編著『廃棄物処理法の解説 平成24年度版』（一般財団法人日本環境衛生センター、第13版、2012年）1頁参照。
- (29) 『廃棄物処理法の解説』前掲注（28）1頁参照。
- (30) 汚物掃除法は、現代の複雑な条文構造の廃棄物処理法と異なり、極めて短く簡潔であった。なお汚物掃除法は、昭和5年法律第8号により改正がなされている。以下の条文は、改正後の条文である。
- 第一条 市内ノ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
- 第二条 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ区域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ
- 第三条 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ処分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第四条 市ニ於テ前条ノ処分ヲ為シタル為生スル収入ハ市ノ所得トス

第四条ノ二 市ハ汚物処理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徴収スルコトヲ得

第五条 市ハ汚物掃除ノ施行及実況ヲ監視セシムル為必要ナル吏員ヲ置クベシ

第六条 当該吏員ハ掃除ノ実況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ施行スル為其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得

第七条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ当該吏員ニ於テ之ヲ履行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支弁スヘシ

2 前項ノ処分ハ予メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得但シ必要ノ期限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 前条ノ処分ヲ為シタルトキハ市ハ市税ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴収スルコトヲ得

第九条 汚物ノ種類汚物掃除並清潔保持ノ方法及施設ニ関スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(31) 背景となる当時の行政状況およびその変遷については、梅青「汚物掃除法における汚物処理の許可制度の検討(1)(2・完)」名古屋大学法政論集212号(2006年)47頁以下、215号(2006年)211頁以下参照。

(32) なお、市に対する処罰を考えることはできないので、実質的には汚物掃除法1条の規定する土地所有者を念頭に置いた場合である。

(33) 旧刑法は、犯罪を重罪・軽罪・違警罪の3種類に分けて規定していた。汚穢物を捨てる罪は、違警罪に関する章の427条7号に規定されていた(動物の死体の場合には6号も関係する)。

第四百二十七条 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ処シ又ハ二十銭以上一円二十五銭以下ノ科料ニ処ス

七 汚穢物ヲ道路家屋園圃ニ投擲シタル者

(34) 高木豊三『刑法義解』(時習社、1881年)1099頁以下参照。

(35) 旧刑法、現行刑法及び警察犯処罰令の関係については、甘糟勇雄著(大場茂馬校訂)『警察犯処罰令注解』(松華堂、1908年)7頁以下、根本仙三郎編『警察犯処罰令正義 上巻』(松岳書院、1911年)1頁以下、山火正則「軽微な犯罪類型の系譜——違式註違條例から軽犯罪法へ」神奈川法学46巻1号(2013年)237頁以下参照。

(36) 違警罪とは、旧刑法の採用していた、重罪、軽罪に並ぶ犯罪区分の一つである。三井誠ほか編『刑事法辞典』(信山社、2003年)9頁〔新倉修〕参照。

(37) 久米寛男『改正警察犯処罰令註釈』（春江堂、1908年）1頁、清水孝蔵『警察犯処罰令詳解』（日本警察新聞社、1908年）2頁参照、谷田勝之助『警察犯処罰令講義』（巖松堂、1908年）1頁以下参照。

(38) 警察犯処罰令第3条の規定は以下のとおりである。

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二十円未満ノ科料ニ処ス

十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

(39) 警察犯処罰令第3条10号の各構成要件要素の内容については、小山保之助編『警察犯処罰令註解』（二松堂、1908年）24頁、有光金兵衛『判例註釈警察犯処罰令精義』（公立社、1931年）161頁以下、法曹閣書院編（泉二新熊監閲）『警察犯処罰令要論』（法曹閣、1908年）216頁以下、大井静雄＝高橋徳太郎『警察犯処罰令積義』（法治社出版、1919年）84頁、塩野季彦『警察犯処罰令積義』（巖翠堂書店、1927年）165頁以下参照。

(40) 警察犯処罰令は、警察犯に対する処罰を定めた規定ではあるが、法律ではない。この点については、大矢根岩雄『警察犯処罰令違警罪即決例解義 全』（清文社、1923年）9頁以下参照。第二次世界大戦後、日本国憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）1条の4により「法律」に改められた。さらにその後、軽犯罪法附則2項により、廃止されている。

(41) 軽犯罪法1条は、次のように規定している。

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

二十七 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獸の死体その他の汚物又は  
廃物を棄てた者

(42) 清掃法制定の経緯については、木村又雄＝福田勉『清掃法の解説』（日本厚生通信社、第2版、1954年）19頁以下参照。

(43) 清掃法11条は、次のとおりである。

第十一条 何人も、みだりに左に掲げる行為をしてはならない。

一 特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの地域の地先海面（海岸から二百メートル以内に限る。）において汚物を捨てること。

二 下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にごみ又はふん尿を捨てること。但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(44) 清掃法24条は、次のとおりである。

- 第二十四条 公共の利益に反してみだりに第十一条各号に掲げる行為をした者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- (45) 廃棄物処理法以前の法律・処罰規定については、古田佑紀「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法 第7巻 公害法・危険物法編』(青林書院、1987年)225頁以下も参照。
- (46) 清掃法が制定された当時の背景については、稲村光郎『「清掃法」の制定』環境技術会誌145号(2011年)111頁以下。さらに清掃法の改正については、田中正一郎「清掃法・施行令・施行規則一部改正について」環境衛生13巻2号(1966年)6頁以下、山村勝美「清掃法改正をめぐって」空気調和・環境衛生40巻7号(1966年)18頁以下、稲村光郎「清掃法の改正——技術管理者制度の創設——」環境技術会誌151号(2013年)132頁以下参照。
- (47) 江利川毅「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」金沢良雄監修『註釈公害法体系 第2巻 公害規制法(1)——水——』(日本評論社、1972年)204頁以下参照。
- (48) 『廃棄物処理法の解説』前掲注(28)22頁参照。
- (49) 海洋汚染防止法、河川法等にも、投棄禁止の条文が存在した。他法でも不法投棄した場合はその条文によっても罰せられ、さらに廃棄物処理法16条によっても罰せられる以上、不法投棄は非常に重大な犯罪であるということを強調していたのは、厚生省環境衛生局監修『環境整備特集(8)清掃法全面改正＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解説＝』(環境衛生問題研究会、1971年)69頁。
- (50) 廃棄物処理法の制定に関して、榊考悌「廃棄物処理問題解決への前進——清掃法の全面改正——」時の法令745号(1971年)1頁以下、同「都市・産業廃棄物による汚染の防止：廃棄物処理法及び清掃に関する法律」商事法務研究会編『新公害14法の解説』(商事法務研究会、1971年)299頁以下、瀬田公和「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要」法律のひろば24巻1号(1971年)24頁以下、音田正巳「廃棄物処理法の現代的意義とその問題点」ジュリスト471号(1971年)77頁以下参照。制定の経緯については、黒田隆幸『大阪都市産業公害外史：産業公害の終着駅・産業廃棄物』(同友館、1996年)が詳しい。
- (51) 廃棄物の処理および清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和51年法律第68号)。1976年改正の概要については、厚生省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」官公庁公害専門資料11巻4号(1976年)67頁以下、岩波忠夫「廃棄物処理法の改正の解説」地方自治346号(1976年)17頁以下、宮沢和高「廃棄物処

理法の改正について」工業用水214号（1976年）9頁以下、青木玄眞「改正された廃棄物処理法」印刷雑誌60巻7号（1977年）27頁以下参照。

- (52) 厚生省環境衛生局水道環境部計画課編著『逐条解説廃棄物処理法〈改訂新版〉』（ぎょうせい、1978年）208頁参照。
- (53) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）。この改正は、目的規定（1条）に「再生」が追加され、廃棄物処理体制の拡充強化が図られている点が重要である。その背景となったのは、社会の発展、経済規模の拡大、不法投棄の社会問題化等である。
- (54) 小林恒夫「改正・廃棄物処理法の解説（上）——罰則を中心として——」警察学論集45巻10号（1992年）76頁。1991年改正の概要については、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修『改正後の廃棄物処理法の概説 速報』（ぎょうせい、1991年）、堤修三「廃棄物処理法等の一部改正の概要」ジュリスト992号（1991年）19頁以下、小林仁「廃棄物処理法の改正と今後の課題——経済と環境の統合をめざして——」立法と調査167号（1991年）32頁以下、厚生省生活衛生局水道環境部監修『改正廃棄物処理法等のポイント』（第一法規、1992年）参照。

1991年改正後の廃棄物処理法について検討した文献として、高杉晋吾「改正廃掃法とリサイクル法の周辺で何が起きているか？」月刊自治研34巻3号（1992年）81頁以下、粕谷 明博「改正廃棄物処理法の施行について」下水道協会誌30号（1993年）29頁以下、阿部泰隆「廃棄物処理法の改正と残された法的課題（1）～（7・完）」自治研究69巻6号（1993年）3頁以下・69巻8号（1993年）3頁以下・69巻9号（1993年）3頁以下・69巻10号（1993年）16頁以下・69巻11号（1993年）24頁以下・69巻12号（1993年）3頁以下・70巻1号（1994年）3頁以下、本多淳裕「座談会 廃掃法改正——私はこう考える」いんだすと11巻12号（1996年）4頁以下参照。

1991年改正法の下での廃棄物事犯の現状については、江口一彦「産業廃棄物事件の現状等について」いんだすと11巻10号（1996年）3頁以下、猪瀬雅樹「海洋汚染の現状と廃棄物不法投棄の実態等について」いんだすと11巻10号（1996年）9頁以下参照。

- (55) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）。1997年改正については、厚生省生活衛生局水道環境部監修『廃棄物処理法改正のポイント』（第一法規、1997年）、森達也「改正法の要点」いんだすと12巻6号（1997年）62頁以下、山田好孝「廃棄物処理法の改正と今後の警察の対応につい

て」警察学論集50巻7号(1997年)38頁以下、羽澤武志「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正の概要」警察公論52巻8号(1997年)19頁以下、竹井悟史「産業廃棄物問題と廃棄物処理法の改正」生活と環境42巻8号(1997年)39頁以下、廃棄物法制研究会編著『廃棄物処理法の解説』(日本環境衛生センター、1999年)602頁以下、仁井正夫「廃棄物処理法の改正等について」公衆衛生研究46巻4号(1997年)310頁以下、坂本弘道「廃棄物処理法の改正について」廃棄物学会誌8巻5号(1997年)352頁以下、白鳥昭浩「廃棄物処理法改正の概要について」道路建設596号(1997年)70頁以下、木村博昌『廃棄物処理法平成九年大型改正の全貌 市民の不安と不信感を払拭して、はたして廃棄物問題は解決できるか?』(日報、1998年)、横田勇「廃棄物処理法の改正内容を概観する」月刊廃棄物24巻6号(1998年)8頁以下、厚生省産業廃棄物対策室「廃棄物処理法はこう変わりました——改正事項と注意点について」いんだすと13巻12号(1998年)2頁以下参照。

1997年改正後の廃棄物処理法の検討として、阿部泰隆「改正廃棄物処理法の全体的評価」ジュリスト1120号(1997年)6頁以下、大塚直「産業廃棄物の事業者責任に関する法的問題」ジュリスト1120号(1997年)6頁以下、福士明「処分施設立地手続」ジュリスト1120号(1997年)53頁以下、磯野弥生「廃棄物行政と分権の論点」法律時報69巻10号(1997年)31頁以下、本多淳裕ほか「座談会 廃棄物処理法改正に思う」いんだすと12巻6号(1997年)2頁以下、熊本一規「廃棄物処理法改正とごみ紛争解決への展望」法律のひろば50巻6号(1997年)11頁以下、北村喜宣「1997年改正廃棄物処理法に寄せて」月刊廃棄物23巻7号(1997年)10頁以下、大橋光雄『『産廃紛争』解決への課題——『廃掃法』改定の評価と問題点』廃棄物学会誌8巻5号(1997年)367頁以下、市橋貴「ゴミに係る国内法の変遷に関する小論——どれでも全部いやいやつくられてきた」リサイクル文化55号(1997年)79頁以下、加藤三郎「循環型社会への転換に向けたアプローチ」リサイクル文化55号(1997年)12頁以下、大橋光雄「どこまで進むか廃棄物法制度改革——廃掃法のあるべき形は発生抑制を盛り込むこと」リサイクル文化55号(1997年)34頁以下、鈴木勇吉「循環型成熟社会をリードする法整備を望む——環境基本法に則り法体系を組み直せ」リサイクル文化55号(1997年)46頁以下、津川敬「壮大なる“対処療法”の軌跡——第三次廃掃法改正の背景」リサイクル文化55号(1997年)50頁以下、竹林悟史「産業廃棄物問題と廃棄物処理法の改正」生活と環境42巻8号(1997年)36頁以下、阿部泰隆「改正廃棄物処理法の全体的評価」ジュリスト1120号(1997年)6頁以下、仁井正夫「廃棄物処理法の改正と産廃処理の適正化への

道」資源環境対策33巻8号（1997年）757頁以下、阿部泰隆「廃棄物行政の課題——1997年廃棄物処理法の改正が残した問題」人間環境問題研究会編『廃棄物行政の課題と今後の展望（環境法研究24号）』（有斐閣、1998年）3頁以下、北村喜宣「改正廃棄物処理法の到達点——第140回国会衆参厚生委員会における法案審議を踏まえて」同『産業廃棄物への政策対応』（第一法規、1998年）156頁以下参照。

1997年改正後の廃棄物処理事犯の状況については、木岡保雅「産業廃棄物事犯の現状とその取締りの推進」警察公論53巻10号（1998年）30頁以下、神谷博幸「環境犯罪への取り組みについて」いんだすと14巻8号（1999年）2頁以下、同「環境犯罪の取締りについて」Valiant17巻8号（1999年）9頁以下、同「環境犯罪の取締り強化について」捜査研究575号（1999年）4頁以下、仁井正夫「環境犯罪としての不法投棄・現状と課題」いんだすと14巻8号（1999年）6頁以下、長崎孝俊「海上環境犯罪と不法投棄問題について」いんだすと14巻8号（1999年）9頁以下、宮崎文雄「広域化、大規模化巧妙化する環境犯罪 不法投棄の10年を振り返る」いんだすと14巻8号（1999年）22頁以下、神谷博之「警察の進める環境犯罪対策」いんだすと15巻3号（2000年）55頁以下参照。

- (56) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第105号）。2000年改正の概要については、廃棄物法制研究会監修『改正廃棄物処理法等のポイント』（中央法規出版、2000年）、岡澤和好「廃棄物処理法改正のねらいと施策の展望」資源環境対策36巻3号（2000年）260頁以下、神谷博幸「廃棄物処理法の一部改正の概要」警察公論55巻9号（2000年）18頁以下、福士博美「2000年廃棄物処理法の改正と循環型社会」都市清掃53巻238号（2000年）609頁以下、飯島孝「廃棄物処理法の改正と各法律との連携」都市清掃53巻238号（2000年）580頁以下、由田秀人＝杉山涼子「対談 改正廃棄物処理法／改正特定施設整備法」いんだすと15巻8号（2000年）1頁以下、厚生省水道環境部産業廃棄物対策室「廃棄物処理法の改正について」全建ジャーナル464号（2000年）26頁以下、吉野智「廃掃法及び産廃処理特定施設整備法の一部改正法の概要」地方分権18号（2000年）35頁以下、廃棄物処理法研究会編『Q&A 廃棄物処理法改正のポイント』（新日本法規出版、増補版、2001年）、廃棄物処理法制研究会監修『図解 廃棄物処理法改正のポイント』（きょうせい、2001年）、廃棄物法令研究会監修『廃棄物処理法平成12年改正逐条解説』（中央法規出版、2001年）、吉野智「改正廃棄物処理法の概要」土木技術56巻2号（2001年）45頁以下、佐藤修「安全で適正な処理をめざす廃棄物処理法の改正」資源環境

対策37巻7号(2001年)701頁以下、北村喜宣「廃棄物処理法2000年改正法の到達点」同『揺れ動く産業廃棄物法制 自治体現場で何が起きているか』(第一法規、2003年)2頁以下参照。

(57) 城祐一郎『特別刑事法犯の理論と捜査〔2〕』(立花書房、2014年)189頁は、法改正により、産業廃棄物と一般廃棄物の区別の重要性は失われたが、情状面での区別の重要性は残っているとす。実務における廃棄物事犯の量刑に関する指摘として重要である。

(58) 廃棄物法制研究会編著『廃棄物処理法の解説 平成15年増補版』(日本環境衛生センター、2004年)627頁。

(59) 2000年改正後の廃棄物実務については、吉野智「改正廃棄物処理法の運用(上)～(下)」捜査研究592号(2001年)9頁以下、593号(2001年)66頁以下、594号(2001年)46頁以下参照。

(60) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)。本改正では、不法投棄罪だけでなく、不法焼却罪においても未遂犯処罰規定が導入されている。2003年改正の概要については、環境省廃棄物リサイクル対策部「『廃棄物処理法の一部改正』及び『産廃特措法』について」ジュリスト1256号(2003年)60頁以下、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課「平成15年廃棄物処理法改正の概要」いんだすと19巻2号(2004年)2頁以下、環境省「2003年改正廃棄物処理法の概要」月刊廃棄物30巻3号(2004年)23頁以下、環境省廃棄物リサイクル対策部「不適正処理には厳格に臨み、リサイクルは制度の合理化で効率化を図る——2003年法改正がめざすもの——」月刊廃棄物30巻4号(2004年)40頁以下参照。

2003年改正について検討を加えた文献として、桑原勇進「廃掃法改正の評価と今後の課題」ジュリスト1256号(2003年)66頁以下、大塚直「廃棄物処理法改正のポイントについて」月刊廃棄物29巻5号(2003年)4頁以下、小葉松章子「循環型社会形成に向けて課題を残した法改正——改正廃棄物処理法及び産廃特措法の成立」立法と調査237号(2003年)52頁以下、山田健吾「廃棄物処理法の改正の基調とその問題点——中環審最終報告を素材として」自治と分権12巻(2003年)101頁以下、鈴木勇吉「廃棄物処理法〔平成〕15年改正と産業廃棄物処理業」いんだすと18巻7号(2003年)35頁以下、横田勇「廃棄物処理法改正のポイントと残された課題」月刊自治研528号60頁以下、大塚直「改正廃棄物処理法について」いんだすと19巻1号(2004年)26頁以下、田中勝「廃棄物処理の基本は公衆衛生の向上、あま

りに不経済な資源リサイクルは見直すべき」月刊廃棄物30巻4号（2004年）50頁以下、木村博昌『『罰則』に視点を置いて『廃棄物処理法』2003年の改正事項をもう1度整理する』月刊廃棄物30巻11号（2004年）68頁以下、小倉康嗣「経済界から見た廃棄物処理法の改正、広域再生利用指定制度に寄せて」月刊廃棄物30巻3号（2004年）18頁以下、北村喜宣「廃棄物処理法2003年改正法の到達点」同『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ有限公司、2007年）32頁以下参照。2003年改正当時の廃棄物事犯に関する状況は、相浦勇二「産業廃棄物事犯の現状と対策」警察学論集57巻6号（2004年）1頁以下が詳しい。

- (61) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）。2004年改正の概要については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）の概要」生活と環境49巻7号（2004年）13頁以下、同「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」ジュリスト1274号（2004年）51頁以下、廃棄物法制研究会監修『一目でわかる廃棄物処理法改正 平成16年度改訂版』（国政情報センター出版局、2005年）、嘉屋朋信「廃棄物処理法等の一部を改正する法律の概要」生活と環境50巻7号（2005年）12頁以下、同「廃棄物処理法等の一部を改正する法律の概要」いんだすと20巻7号（2005年）2頁以下参照。

2004年改正の検討については、村田徳治「焼却規制の強化が求められる廃棄物処理法」いんだすと20巻7号（2005年）22頁以下、村田正人「廃棄物処理法の問題点」いんだすと20巻7号（2005年）25頁以下、木村博昌「不法投棄の撲滅と適正処理対策のさらなる推進を目的とする改正（前編）・（後編）」月刊廃棄物31巻11号（2005年）80頁以下、31巻12号（2005年）76頁以下、北村喜宣「廃棄物処理法2004年改正法の制定」同・前掲注（60）62頁以下参照。

2004年改正は、指定有害廃棄物不適正処理罪（16条の3）が創設された点、不法焼却時の法定刑が引き上げられ不法投棄罪と同様になった点、産業廃棄物の処理の受託罪の法定刑が引き上げられた点で、廃棄物事犯において極めて重要な意義を有する。廃棄物事犯の観点からの2004年改正については、富岡克隆『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等』Valiant15巻9号（2005年）15頁以下、同『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等——指定有害廃棄物の不適正処理剤の創設等——』警察公論60巻1号（2005年）32頁以下、同『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等』捜査研究54巻1号（2005年）7頁以下参照。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第42号)による2005年改正も、本文中では述べなかったものの重要な改正である。なぜなら、廃棄物無確認輸出に関する罰則が強化されたからである。2005年改正については、中村和博『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等』Valiant23巻11号(2005年)9頁以下、同『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等——大規模不法投棄事犯未然防止措置等の強化』警察公論60巻11号(2005年)19頁以下、同『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』の概要等』捜査研究54巻10号(2005年)30頁以下参照。

2005年改正の検討として、北村喜宣「廃棄物処理法2005年改正法の制定」同・前掲注(60)87頁以下参照。

(62) 26条7項にいう「収集」の判断方法については争いがある。学説の中には、26条7項が予備罪としてではなく、行為の外形から処罰しやすい構成要件が作られ立法された点に着目し、同条の「収集」という構成要件要素は、行為者の外形が重視されるべきであると解する見解(今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪とその周辺——廃棄物の不法焼却とそれに関連する刑事罰について——」早稲田大学大学院法研論集150号(2014年)27頁以下)と、廃棄物処理法の目的の見地から「収集」を行為の実質的な意味から検討・認定することを認める見解(城・前掲注(57)203頁以下)が対立している。

(63) これについては、前掲注(60)に掲げた文献を参照。

(64) 2010年改正の概要については、環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課「廃棄物処理法の改正の概要」建設リサイクル55巻(2011年)4頁以下、日本行政書士会連合会第一業務部警察環境部門「廃棄物処理法改正のポイント」月刊日本行政459号(2011年)13頁以下、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課「廃棄物処理法の改正の概要」産廃振興財団news62号(2011年)4頁以下、湯本淳「改正廃棄物処理法の概要」廃棄物研究財団・3Rだより80号(2011年)3頁以下、堀口昌澄『『2010年改正』を徹底解説』同『かゆいところに手が届く 廃棄物処理法 虎の巻』(日経BP社、改訂版、2011年)160頁以下参照。

2010年改正の検討として、大塚直「廃棄物処理法2010年改正について」ジュリスト1410号(2010年)38頁以下、北村喜宣「廃棄物処理法2010年改正法の制定」水野武夫古稀祝賀『行政と国民の権利』(法律文化社、2011年)267頁以下、杉山涼子ほか「座談会 廃棄物処理法の改正を受けて」建設リサイクル55巻(2011年)12頁以

- 下、福島秀雄「改正廃棄物処理法について——産業界の立場から」廃棄物研究財団・3R だより80号（2011年）10頁以下参照。
- (65) 『廃棄物処理法の解説』前掲注（28）462頁以下参照。
- (66) 日本国民だけでなく、外国籍の者であっても適用される（瀬田公和＝江利川毅『逐条解説廃棄物処理法』（帝国地方行政学会、1972年）114頁）。
- (67) 『廃棄物処理法の解説』前掲注（28）355頁以下参照。
- (68) 廃棄物の定義の問題については、浅野直人「廃棄物の定義と分類の現状および問題点」産業と環境27巻9号（1998年）22頁以下、葛西孝平「廃棄物：定義と範囲——廃棄物の概念——」京都産業大学経済経営論争34巻3号（1999年）1頁以下、椎名慎太郎「産業廃棄物の定義とその周辺」山梨学院ロー・ジャーナル8巻（2013年）1頁以下、大塚直『環境法 Basic』（有斐閣、2013年）228頁以下等参照。
- (69) 大塚直「廃棄物の定義（1）」法学教室316号（2007年）40頁は、総合判断方法（説）は、学説において好意的に受け取られることが多かったと評価している。
- (70) 阿部泰隆「廃棄物処理法の改正と残された法的課題（1）」自治研究69巻6号（1993年）10頁は、昭和52年通知による廃棄物解釈の主観面偏重の問題を指摘し、豊島不法投棄事件の問題を指摘する。さらに大塚直ほか「廃棄物とリサイクルが一体となった総合法制に向けて」ジュリスト1147号（1998年）47頁〔大塚直〕参照。
- (71) 土本武司「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」平野龍一ほか編『注解特別刑法（3）公害編』（青林書院、1985年）5頁参照。
- (72) 北村喜宣『環境法』（弘文堂、第2版、2013年）453頁以下。行政解釈の変遷については、以下の表参照。

<p>厚生省環境衛生局環境整備課長「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日環整45号）</p>	<p>廃棄物とは、客観的に汚物又は不要物として観念できるものであって、<u>占有者の意思の有無によって廃棄物になり又は有用物となるものではない。</u></p>
<p>厚生省環境衛生局水道環境部計画課長「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和52年3月26日環計37号）</p>	<p>廃棄物とは、占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、<u>占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。</u></p>

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(平成12年7月24日衛環65号)	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することが出来ないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべき物であること。</p> <p>占有者の意思とは、客観的要素から見て社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。</p> <p>占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することが出来るものと認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。</p> <p>占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することが出来るものと認識されている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思を判断すること。</p>
--	---

(73) 秋吉淳一郎「判解」『最判解 刑事篇 平成11年』(法曹会、2002年)66頁以下参照。さらに本決定については、刑法学者による評釈として伊東研祐「判批」判例評論494号(1999年)230頁以下、本田稔「判批」法学セミナー552号(2000年)116頁、辰井聡子「判批」ジュリスト1212号(2001年)124頁以下、長井圓「判批」北村喜宣編『産廃判例を読む』(環境新聞社、2005年)182頁以下、行政法学者による評釈として、山田洋「判批」ジュリスト1158号(1999年)89頁以下、岩橋健定「判批」法学教室228号(1999年)130頁以下、田村泰俊「判批」法学新報107巻7=8号(2000年)199頁以下、黒川哲志「判批」ジュリスト1179号(2000年)47頁以下、小西義博「判批」ちょうせい26号(2001年)26頁以下、田村泰俊「判批」淡路剛久ほか編『環境法判例百選』(有斐閣、第2版、2011年)114頁以下参照。なお、本決定は、当時の行政通知の総合判断方法を是認しただけでなく、取引価値を重視したという点において、通知の理解を一步進めるものであると評されることがある。その後(前掲注(72)の表のように)行政通知においても客観主義的な総合判断説に親和的な通知が出されている。

(74) 例えば、古田・前掲注(45)232頁以下、土本・前掲注(71)5頁以下、中村明「公害」藤永幸治ほか編『環境・医事犯罪』(東京法令出版、1999年)20頁。

(75) 辰井・前掲注(73)127頁。

(76) 嘉屋朋信「いわゆる『廃棄物の定義』の問題に関する一考察」警察学論集64巻4号(2011年)53頁。この見解は、廃棄物の推定による(立法論的な)問題解決を主張する。興味深い解決であるが、不法投棄罪は、行為者Xが、A土地のAの不適

正管理の廃棄物を、Bの土地の上に移動したという場合でも成立すると考えられるため、この事例においては、廃棄物性について何も管理情報や当該廃棄物に資料を有していないXに反証させるのは酷である。さらに管理態様から廃棄物性を推定すると、不法投棄罪の「みだりに」「捨てる」という構成要件要素が認められるため、「廃棄物」性も推定され認められるということになるが、このような推論は、不法投棄罪の構成要件を勝手に変更するものであり、許されないと思われる。廃棄物性の推定は、不法投棄罪、不法焼却罪との関係では慎重になる必要があると思われる。

- (77) 中山研一ほか編著『環境刑法概説』（成文堂、2003年）242頁〔神山敏雄〕。
- (78) 大山弘「廃掃法16条にいう『みだりに廃棄物を捨て』の意義」神戸学院法学36巻1号（2006年）53頁。
- (79) 伊東・前掲注（73）233頁参照。伊東は、総合判断方法には理論的な問題があるとしつつも、やむを得ないとする。
- (80) なおドイツ刑法326条2項が、近時改正されていることに注意を要する（2013年1月29日施行）。Vgl. *Arndt Sinn*, in: *Systematischer Kommentar zum Strafgesetzbuch*, 11. Aufl. (137. Lfg.), 2013, § 326 Rn.1; *Günter Heine/Bernd Hecker*, in: *Adolf Schönke/Horst Schröder* (Hrsg.), *Strafgesetzbuch Kommentar*, 29. Aufl., 2014, § 326 Rn. 2a.
- (81) 阿部泰隆＝淡路剛久編『環境法』（有斐閣、第4版、2011年）305頁以下〔川口浩一〕。
- (82) 伊藤涉「再生利用と廃棄物処理法上の犯罪」東洋法学54巻3号（2011年）77頁以下は、再生利用の重要性から、場合によっては廃棄物性だけでなく、みだりに捨てることが否定される余地を認め、具体的に再生利用が問題となった判例の事案を検討している。
- (83) 本決定については、長井圓「判批」NBL834号（2006年）28頁以下、小名木明宏「判批」刑事法ジャーナル10号（2008年）157頁以下、阿部鋼「判批」法学新報115巻3＝4号（2008年）261頁以下、多和田隆史「判解」『最判解 刑事篇 平成18年度』（法曹会、2009年）182頁、岡部雅人「判批」高橋則夫＝松原義博編『判例特別刑法』（日本評論社、2012年）288頁以下参照。
- (84) 岡部・前掲注（83）201頁参照。
- (85) LEX/DB 28095210。いわゆる「木くず事件」である。産業廃棄物収集運搬所・最終処分業者を営む被告人が、県知事の許可を受けなくて、木くずを22万円で受け

入れ、粉碎するなどして処分した事案につき、無許可で産業廃棄物の業として行ったとして起訴され、無罪とされた事件である。本判決については、北村喜宣「廃棄物の定義」法学教室289号(2004年)2頁以下、長井圓「判批」北村編・前掲注(73)188頁以下、大塚直「廃棄物の定義(2)」法学教室317号(2007年)75頁以下、さらに経済的観点からの分析として、細田衛士「逆有償物を『廃棄物』と定義する見解に対する経済学的検討——水戸地方裁判所判決をめぐって——」三田学会雑誌98巻2号(2005年)141頁以下参照。

(86) 水戸地判平成16年1月26日判決を受けて、排出業者が再審請求をした事件である。本判決については、森田邦郎「判批」研修723号(2008年)81頁以下、日比一誠「判批」警察公論64巻8号(2009年)121頁以下、阿部鋼「判批」法学新報117巻3=4号(2010年)307頁以下、辰井聡子「判批」北村喜宣編『産廃判例が解る』(環境新聞社、2010年)183頁以下、西村淑子「判批」淡路ほか編・前掲注(73)141頁以下、岡部雅人「判批」高橋=松原編・前掲注(83)296頁以下参照。

(87) 本判決についても、阿部鋼・前掲注(86)307頁以下、岡部雅人「判批」高橋=松原編・前掲注(83)296頁以下参照。

(88) 『廃棄物処理法の解説』前掲注(28)355頁。

(89) 古田佑紀「廃棄物処理法罰則の解釈と運用(上)」警察学論集32巻1号(1979年)72頁以下参照。本文中であげた2つの問題以外にも河川等への投棄などの問題を検討している。

(90) 前田巖「判解」『最判解 刑事篇 平成18年度』(法曹会、2009年)85頁。

(91) 廃棄物処理法以前の清掃法11条においても「捨てる」という文言が用いられていたが、木村=福田・前掲注(42)57頁以下は、同文言の意義を明らかにしていなかった。

(92) 本論文のIIで論じたように、不法投棄罪の条文が変化したのは、第二期からである。

(93) 本判決については、大山・前掲注(78)47頁以下、芝田麻里『「みだりに廃棄物を捨て」る行為=不法投棄とは? 長葺小屋事件(福島地裁会津若松支部判決平成16年2月2日)』いんだすと29巻1号(2014年)49頁以下参照。

(94) 本決定の評釈として、長井圓「判批」前掲注(83)25頁以下、谷直之「判批」受験新報673号(2006年)22頁以下、松本麗「判批」警察公論61巻9号(2006年)91頁以下、小名木・前掲注(83)157頁以下、平尾覚「判批」研修700号(2006年)119頁以下、阿部鋼「判批」法学新報115巻3=4号(2008年)279頁以下、長井

- 圓「判批」北村編・前掲注（86）178頁以下、辰井聡子「判批」淡路ほか編・前掲注（73）128頁以下、岡部「判批」前掲注（83）281頁以下参照。さらに、小針健慈「環境法の刑事的側面——いわゆる廃棄物処理法違反の事例を中心に——」法学紀要52巻（2011年）197頁以下参照。
- (95) 事案と判示内容については、前田・前掲注（90）78頁以下参照。
- (96) 事案と判示内容については、前田・前掲注（90）79頁以下参照。
- (97) 中村・前掲注（74）29頁、前田・前掲注（90）92頁参照。
- (98) 前田・前掲注（90）92頁。
- (99) 多谷千香子『廃棄物・リサイクル・環境事犯をめぐる101問〔改訂〕』（立花書房、2006年）94頁以下。さらに、最終的・自然への還元説をとるのは安富潔「廃棄物処理法——不法投棄」捜査研究613号（2002年）49頁以下。
- (100) もっとも、漢字が異なる。廃棄物処理法が「捨」てるのであるのに対し、軽犯罪法は「棄」てるである。
- (101) 大塚仁『特別刑法』（有斐閣、1959年）119頁、伊藤栄樹ほか編『注釈特別刑法第2巻 準刑法編』（青林書院、1982年）125頁〔伊藤栄樹〕参照。
- (102) 前田・前掲注（90）91頁以下、岡部・前掲注（83）285頁・292頁、辰井・前掲注（83）139頁、多和田・前掲注（83）192頁等参照。古くは、生盛豊樹『公害問題と警察活動』（立花書房、1983年）126頁が、明示的に「捨てる」は管理権を放棄することであると解していた。もっともこの見解は、「捨てる」は実務上「処分する」と同意義であると解しており、この点で最終的・自然への還元説の域を超えることが出来ていない。
- (103) 阿部鋼「循環型社会推進過程における廃棄物事犯の研究（1）」法学新報117巻3＝4号（2010年）216頁以下参照。
- (104) 阿部鋼・前掲注（103）218頁。
- (105) 「捨てる」を「処分」と同視しようとする点にも問題があることについては、本論文（V みだりに）の部分で述べた。
- (106) もっとも多谷・前掲注（99）92頁以下は野積み事件の直後に出版されており、最高裁決定を意識していない可能性も存在する。
- (107) もっとも阿部鋼・前掲注（103）225頁は、仮置きではない以上、廃棄物に対する支配という客観的要件が従属されていないので占有は失われたと解する。しかし野積みしている物がダイヤモンドであれば間違いなくダイヤモンドの占有が認められるのにもかかわらず、野積みしている物が廃棄物の場合には、同じ占有概念を前

提としているはずなのにもかかわらず占有が認められなくなるのは奇妙である。阿部説にいう、物に対する支配という客観的要件は、むしろ廃棄物の定義、判断方法の問題を取り込んでしまっていると思われる。

(108) 本件評釈として、長井圓「判批」いんだすと27巻43号(2012年)41頁以下、阿部綱「判批」法学新報119巻11=12号(2013年)121頁以下、福山好典「判批」法律時報85巻2号(2013年)130頁以下参照。

(109) 福山・前掲注(108)132頁。

(110) 不法焼却罪の場合にも、周辺環境への影響という要素は「焼却」という構成要件要素の枠内で読み込まれなければならないと解するのは、今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪の構造——環境法と刑法が交錯する一つの問題——」早稲田大学法学会誌64巻2号(2014年)157頁以下参照。

(111) ただし、先行行為による周辺環境への影響と、後行行為による周辺環境への影響が実質的に同一の場合、両者は包括一罪として罪数処理されるべきである。この点については、今井・前掲注(62)27頁以下参照。

(112) もっとも、不法投棄罪は具体的危険犯と解されるべきではない。

(113) なお、不法投棄罪の場合に、未必の故意による共謀共同正犯を肯定した最高裁決定(最高裁平成19年11月14日刑集61巻8号757頁)も参照。この最高裁決定については、長井圓「判批」速報判例解説編集委員会編『速報判例解説3号(法学セミナー増刊)』(日本評論社、2008年)309頁以下、山元裕史「判批」研修724号(2008年)19頁以下、十河太郎「判批」判例セレクト2008(2009年)33頁、松原芳博「判批」刑事法ジャーナル14号(2009年)112頁以下、山本紘之「判批」法学新報115巻11=12号(2009年)261頁以下、田川靖紘「判解」早稲田法学84巻4号(2009年)99頁以下、松田俊哉「判解」『最判解 刑事篇 平成19年度』(法曹会、2011年)453頁以下、小針健慈「環境法における未必の故意による共謀共同正犯論の再検討——最三決平成19年11月14日——」法政論叢48巻2号(2012年)31頁以下、手塚明「共謀共同正犯における未必の故意にもとづく共謀について」明治大学法科大学院論集13号(2013年)184頁以下、前田雅英「判批」同『最新重要判例250 刑法』(弘文堂、第9版、2013年)78頁、川崎友巳「判批」大谷實編『判例講義 刑法I』(悠々社、第2版、2014年)151頁、芝田麻里「判批」いんだすと29巻4号(2014年)51頁以下参照。

環境法学者による本決定の分析については、北村喜宣「判批」ジュリスト1376号(2009年)50頁以下、黒坂則子「判批」人間環境問題研究会編『最近の重要環境判

例（環境法研究35号）』（有斐閣、2010年）77頁以下参照。

- (114) 私見によれば、故意ある幫助道具の理論を適用したかのように見える平成15年12月22日判タ1160号94頁も、故意ある幫助道具の理論を適用することなく背後者を単独正犯とすることが可能である。